

日米安全保障条約等特別委員會議録 第七号

昭和三十三年三月十五日(火曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君

理事 井出一太郎君 理事 大久保武雄君

理事 櫻内 義雄君 理事 雄熊 三郎君

理事 西村 力弥君 理事 松本 七郎君

理事 竹谷源太郎君

出席 菅 太郎君 愛知 揆一君

秋田 大助君 天野 光晴君

池田正之輔君 鍛冶 良作君

鳴田 宗一君 賀屋 興宣君

小林 錦君 田中 龍夫君

田中 正巳君 渡海元三郎君

床次 徳二君 野田 武夫君

福家 俊一君 古井 喜實君

保科善四郎君 毛利 松平君

山下 春江君 飛鳥田一雄君

石橋 正嗣君 岡田 春夫君

黒田 壽男君 田中 稔男君

戸叶 里子君 中井徳次郎君

藤積 七郎君 森島 守人君

横路 節雄君 大貫 大八君

田中幾三郎君 堤 ツルヨ君

出席 國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

外務大臣 藤山愛一郎君

國務大臣 赤城 宗徳君

出席 政府委員

内閣官房長官 椎名悦三郎君

法制局長官 林 修三君

防衛庁参事官 門叶 宗雄君

(長官官房長) 防衛庁参事官 加藤 陽三君

(防衛局長) 調達庁長官 丸山 俊君

外務大臣官房審議官 下田 武三君

外務事務官 森 治樹君

(アメリカ局長) 外務事務官 高橋 通敏君

(条約局長) 委員外の出席者

専門員 佐藤 敏人君

三月十五日

委員小西寅松君辞任につき、その補欠として塚田十一郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う關係法令の整理に関する法律案(内閣提出第六五号)

○小澤委員長 これより會議を開きます。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等特別委員會議録第七号 昭和三十三年三月十五日

カ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う關係法令の整理に関する法律案、以上の各案件を一括して議題といたします。

前會に引き続き質疑を行ないます。松本七郎君。

○松本(七)委員 まず、總理にお伺いいたしますが、岸さんは、昭和十六年の十二月八日早晩に日本軍が真珠灣攻撃を敢行した當時は何をしておられましたか。

○岸國務大臣 當時は商工大臣をいたしておりました。

○松本(七)委員 十二月八日付の開戦詔書に署名されたのはいつでございませうか。

○岸國務大臣 商工大臣として、詔書に当日署名をいたしました。

○松本(七)委員 八日ですか。

○岸國務大臣 八日だと思います。

○松本(七)委員 先週の參議院の予算委員會における總理大臣の、新条約第五條にいう「武力攻撃」に関する答弁の言葉をそのまゝ借りるならば、また、昨日、自民党の安保小委員會で、非常に多くの方が出席されて、統一解

別委員長、政府側は、椎名官房長官、林法制局長官、高辻同次長、下田外務省官房審議官、高橋同条約局長、加藤防衛庁防衛局長、これらの方々が集まって、統一解をきめておられるのですが、その中に、武力攻撃についてその解釈なるものも出ておるようです。その言葉を借りますと、昭和十六年の十二月八日に、首相自身が、組織的にして計画的な攻撃をやったということになります。岸さんは、當時、東条英機のふところ刀として戦争指導に当たり、戦犯に問われたわけですから、このような真珠灣攻撃をやった人が調印した条約を、いかに防衛的だと言ってみましても、國民はなかなか信頼しない。

新安保条約も、あなたが推進された三國同盟と変わらないのではなからうかという疑いも出てくるわけです。當時は、日独伊三國同盟こそ唯一の戦争防止の策だと言っておったじゃないですか。それが、結果を見れば、國民をだましておる。過日參議院の予算委員會においても、わが党の佐多議員から明らかにされましたように、エリコンを日本が買った場合の経過を見ますと、ハインリッヒ・スターマー、日独伊三國同盟の立役者であり、また、戦時中は駐日ドイツ大使として非常な敏腕をふるった彼が、あなたと同じやばり戦犯容疑にかかり、その後は武器の商人として活躍し、そうしてエリコンの会社の極東支配人になったというところが明らかにされておる。この過程においては、日本の植村甲午郎氏あるいは郷古澤氏等と結んで防衛庁に食い込

んだということが、佐多氏によっても明らかにされておるでしょう。こういうふうな、すでに三國同盟當時の勢力が、ドイツにおいては着々と復活しつつある。また、日本においては、あなたの手によってこれが復活されつつある。今や同じ手口でもって國民は再びだまされ、あなたはあやまちを再度繰り返して、十三階段を上ろうとしておるといふのが、今日のあなたの姿だといわなければならぬ。(拍手)東洋平和のためならば、かり立てられた日本の青年が、再び、極東の平和の名においてかり出されんとしておるといわなければならぬと思つておる。現に自民党の松村謙三氏は、数日前にこう語っておられます。これは三月十一日の毎日新聞の報道によりますと、岸首相が二月二十六日の衆院安保特別委で明らかにした統一解釈には「台湾、朝鮮に事があれば日米兩國は重大な関心をもち」という趣旨のことが出ています。金門、馬祖問題もその一つの現われであり、自分はこれと異なる考え方をもち、この中には日独伊三國同盟、大東亞共榮圈を圧縮した考え方がひそんでいないかと思つておる。さういふふうな松村謙三氏が指摘をされておるのでござい

ます。はなはだ私どもが遺憾に思つてゐる。首相の言動には何ら過去の戦争に対する反省の色をうかがい知ることができない。過去の戦争に対して一体いかに現時点において感じておられるのか、この点をまずお伺いしたい。

○岸田首相 今のお話のうちに、ずいぶん事実と反していることがあります。たとえば、私が三国同盟を推進したというところをお話になっておりますが、三国同盟ができたときは、私が大臣をしておるときではございません。私はそういうことに関係しておったことは何らないのであります。これは事実と反しております。その当時の国際情勢と今日の国際情勢というものを冷静に判断なさるならば、全然事情が違っているものを持ってきてこれを説明されようとするのであります。私としては、その点においては、あなたの論旨に対しては、全面的に事情が違ふというところを申し上げます。私は、戦争を絶対になくする、また、戦争に日本が引き込まれないようにするということが念願でございます。今回の日米安保条約の改定も、その趣旨で、われわれが戦争に引き込まれない、戦争の危険からわれわれはこれを防止するという唯一のねらいでもってやっておりますのであります。私は、過去の戦争に対してまた十分に反省をした結果として、こうした防衛の条約を結んで、そうして日本を安全にしておく、日本を戦争の危険から防ぐということが絶対に必要であるという信念に立っておりますのであります。

○松本(七)委員 ほんとうに過去の戦争に対する責任を感じ、ただ口先ばかりでなしに、その責任を償おうという気持ちがあるならば、もう少し行動の面で私は現れるべきものだと思うのです。第一、岸首相の身辺には、戦争を直接指導した者が多過ぎるではないか、こういう声がまたにあふれております。当時をあらためてあなたに——この安保条約というのは、あなた、戦争防止のためのものだと、ちょうど三国同盟の推進者が唱えたと同じようなことを今言っておられるけれども、この重要な段階に際して、あらためて戦争当時のことを思い起こして、十分反省し直してやらう必要が私にあると思うのです。その意味で、岸第一次内閣ができてから今日まで、よく本会議を通じても、あなたが口では、過去の戦争に対しては十分反省もする、民主主義者として立ち直る、こういうことを言われる、その心情は、以前にも申し上げたように、われわれは了とするのです。しかし、気持や言葉だけでは足りない。客観的な行動がはたしてその気持ちに合致したものであるかどうか、これを私どもは客観的に評価しなければならぬ。大事な時期に今際会しておる。従って、決してあなたの個人的なきずきに触れたり、個人的な攻撃をする意味でこういうことを言っておるのではない。私どもは、この重大な段階においては、やはり岸さんの戦争に対する政治家としての責任はこの際十分問題にしなければならぬ。こういう意味でこれを言っておるのでございますから、一つあなたも十分過去に対する反省の絶好の機会としてお聞きを願いたいのです。

私は、そういう意味で、非常に苦勞をいたしまして当時の写真を持って参りました。ぜひあなたに見てもらいたいと思うのです。(いやがらせはやめろ)と呼ぶ者あり。決してこれはいやがらせではない。(写真を示す)これは東条内閣閣内閣当時の写真です。(やめろ)と呼ぶ者あり。いいじゃないか。(ひとり岸さんだけの話じゃないよ、国民全体が反省すべきじゃないか)と呼ぶ者あり。それはそうですよ。(写真を示す)これは英鶴に行かれたときの写真です。あなたのうしろにMPがいますけれども、今でもMPが背後であやつておる、今日の日本の状態は……。(発言する者多し)この中のほとんどの方は、自決されたか、あるいは断頭台のつゆと消えたか、あるいは長い戦犯生活や敗戦の悲嘆にくれて病死をした人々が大部分です。この中で現在健在なのは、岸さんと、それから井野碩哉さん、それから賀屋興宣さん、それから谷正之さん、星野直樹さん、当時の書記官長です。岸さんは、満州時代に二キススケと呼ばれたグループのあったことを思い出されるでしょう。すなわち、二キススケとは、東条英機、彼は関東軍の参謀長、星野直樹、満州国政府の総務長官、松岡洋石、満鉄総裁、鮎川義介、満州重工総裁、岸信介、満州国政府実業部次長として、当時の実質的な満州の軍事、経済の最高指導者であったわけですから、そして現在の官房長官の椎名さんが、岸さんの片腕として、当時は満州政府鉱工司長ということであつたのを助けた。こうして満州開発五カ年計画を推進したのが、岸さんと、星野直樹さんと、それから、思い出されるでしょう、関東軍の参謀をされておった片倉さん、これで推進されておる。これは間違いないでしょう。あなたは商工次官に起用されて赴任される途次、大連の埠頭において記者会見されておられます。そのときにどういふことを言われたか。この記者会見で、できばえの巧拙は別にして、ともかく満州国の産業開発は、私の描いた作品だ、この作品

に対して私は限りなき愛着を覚える、生涯忘れることはないだろう、こう言っておられるのでございます。あなたはこれを忘れたのですか。こういうことは自民党の中でもいろいろ問題にされ、先般海外旅行された河野一郎氏は、その感想として何と言っておられるか。世界を回ってきたが、戦争推進者が再び旗を振っているのは、全世界に類例がないと述べられているじゃないですか。今度の安保改定を見ましても、岸さんを筆頭に、今の写真にも出ておられた賀屋外交調査会長、それから、これまで同じ翼賛選挙にも出られたし、当時法制局長官をやっておられた船田政調会長、まるで戦犯トリオの合作ともいふべきものが、今度の新安保条約、一体これを国民がどう受け取り、いかに不安な目で見たかという点について、あなたは考えてみたことがあるかどうか、はつきり答弁して下さい。

○岸田首相 先ほど私が申し上げた通り、この安保条約の内容を御審議いただくわけですから、これは純防衛的なものであり、日本を戦争に再び巻き込む危険をなくしようというものがねらいでありまして、このために私どもが努力するのは当然である、かように考えております。

○松本(七)委員 この新安保条約が、あなたの言われるように、はたして防衛的なものであるかどうか、それは、おおいにおおきく内容を深くあらゆる角度から検討して、それがそうではないという正体をわれわれは暴露していきたいと考えております。それよりも前に、先ほどから言うように、これに取り組んだあなたの基本的な心がまえ、政治的なかまえということが問題になる。それが現に国民の不安の中心になっておる。今のようないかげんな答弁をされるから、国民の間には不安がだんだんだんだんつのるばかりだ。国民は新条約そのものに重大な不安を感じているのでございますが、さらに、この改定を、岸さん、あなたがやることに二重の不安を覚えておるのである。この点を少しでも思ふならば、少なくともあなたみずから手がけることだけでも控えるべきではないか、こう言わざるを得ない。ほとんど反省の色のないような御様子ですから、私はこの点についてはこれ以上御答弁は求めませんが、少なくともこの条約について、当然なことですけれども、岸さんなるがゆえに特に確認しておきたいのは、岸首相はこの安保改定について政治的責任をとる意思があるかどうか。なぜ特に出る点を確認する必要があるかと申しますならば、岸首相は、太平洋戦争についての政治的責任をとっておられない。また、近くは、一昨年の警職法の失態についても政治的責任はとっておられない。太平洋戦争については東条首相に、また、警職法については河野総務会長にそれぞれ詰めの責めを負うことなく今日まできておるじゃないか。警職法であつたがたが起つて、三閣僚の辞任によつて内閣が危機に瀕した際に河野一郎氏に助けを請い……。

〔発言する者あり〕

○小澤委員長 静粛に願います。

○松本(七)委員 かりうじて危機を脱したじゃないですか。しかも、半年後の昨年六月の内閣改造の際には、恩義あ

る河野氏をはうり出して、手のひらを返すごとく池田氏と組むに至ってある。全くこれは政治的良心を失った無節操ぶりといわざるを得ないのであります。そうして自分では何らの責任を……。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静肅に願います。

○松本(七)委員 責任を負わないばかりか、今日では、自民党内の反対を押し切ってまで総裁三選を策動してゐる。実に要領がよ過ぎる。今ここに問題となつておる安保条約の改定問題は、国民の死活、国家の運命、ひいては世界の平和に重大な関係を持った問題なんです。一步誤るならば、はかり知れない危険と惨害をもたらすこのような問題を扱うにあたって、自己の保身術と名譽欲の権化のごとき岸首相が当局者であるということが、国民のひとしく遺憾にたえないところである。安保条約の審議にあたって、岸首相は、みずからの政治的責任についてどのように自覚をしておられるか、この点を一つ承つておきたい。

〔発言する者あり〕

○小澤委員長 静肅に願います。

○岸国務大臣 私は、重要な問題に關しましては、常に私の政治的責任を掛けてこれを遂行する決意でございます。

○松本(七)委員 さつき写真でもお目にかけたように、あなたは、昭和二十年の九月、戦犯容疑者として巣鴨プリズンに入られて出てこられたのが昭和二十三年十二月のクリスマス・イブです。その後、二十七年の四月に追放解除になられて、十分なる戦争責任を反省することもなく直ちに新たな政治活動を開始されておる。同年七月に、日本再建連盟というのを結成されて……。

〔発言する者あり〕

○小澤委員長 静肅に願います。

○松本(七)委員 みずからその会長になつたのです。その際、覚えておられるでしょう、五大政策というものを発表されておる。その中に「憲法を改正し、独立国家としての体制を整備する」とのスローガンがあります。それから「新しい時代感覚を基準として国民に訴えるようなものを打ち出す」とあります。このように、平和憲法を改悪することをもつて新しい時代感覚と心得ておられるところに、戦争責任に対する無反省ぶりが暴露されておるといふなければならぬ。これは、安保条約を日米軍事同盟に切りかえたことに本質的には通ずるものと思ふのです。岸首相は、最近、口を開けば、憲法改正は、憲法調査会の結論を待つ、こうごまかしておられるけれども、首相は、今でも、この時点において依然として憲法の改正を考えておられるのですか。

○岸国務大臣 憲法改正の問題については、しばしばお答え申し上げておる通り、法律で設置されておる憲法調査会の結論を待つて措置するつもりであります。

○松本(七)委員 あなたが考えておられる憲法改正の内容というのは、すでに明らかなんです。あなたは二十八年の三月に自由党に入党されて、同年十二月に自由党の憲法調査会が設けられると同時にその会長になつておられる。そのときの日本国憲法改正要綱に「これはあなたが会長で

作られたのですよ。この要綱によると、まず第一に目につくのは、天皇を日本国の元首とし、その行なう行為に、宣戦講和の布告をはつきりうたつておられる。宣戦講和の布告を天皇の権限に入れておられる。それから「国の安全と防衛」の一章を設けることとし、国力に應じた最小限の軍隊を配置し得ること、国防に協力する国民の義務、すなわち徴兵制を準備すること、を明らかにしておられるのです。これこそ、首相の考える憲法改悪の眼目ではないかと、みなこれを疑つておる。今日の時点においてなおこれらの点をあなたは必要と考えるかどうか。

○岸国務大臣 先ほどお答え申し上げました通り、この問題に關しては、各方面の有識者を集めて、あらゆる点から憲法の調査をし、審議をいたしております。その結果を待つて措置すべきものだと思ふます。

○松本(七)委員 あなた自身、当時はこういうふうな会長として打ち出された。今日の時点においては、あなた自身の考え方はどうですか。

○岸国務大臣 今お答えを申し上げた通りであります。

○松本(七)委員 新しい安保条約の五條によりますと、憲法上の規定及び手続に従つて両締約国が共通の危険に對処するように行動することを宣言する、こうなつております。政府の答弁によれば、ここにいう「憲法の規定」は日本国憲法をさし、「手続」はアメリカ憲法を対象とするという答弁です。このような答弁は全く御都合主義で、得手勝手な解釈といわなければならぬ。この点に重大な問題と危険がひそんでおると思ふのです。実は

岸首相の憲法改正のほんとうのねらいというものは、この新条約第五條の規定に相應するように宣戦布告の規定を設けようとするものではないでしょうか。そういうことになりませんか。今までの第五條の規定の説明と、あなたが自民党の調査会の会長として出された、さつき私が読み上げた、予想される改定とを合はせると、きつと第五條と合はうことになる。結果においては、そういうことになるということを認めざるを得ないでしょう。どうですか。

○岸国務大臣 憲法改正とこの条約とは何ら關係ないのであります。憲法の改正については、先ほど来申し上げておる通りに、憲法調査会の審議を待つてこれを決すべき問題であります。従つて、条約の第五條は、現行の憲法をさしておるのであります。改正を意味しておるものではありません。

○松本(七)委員 それからもう一つ問題になりますのは、何といつても、最近の世界情勢の急激な変化について、あなたがどの程度真剣にこれを考えておるかという点です。これがまたはなはだ疑わしい。五年前に大陸間弾道弾がソ連で成功し、続いて人工衛星が成功する、昨年は宇宙ロケット、それからフルシチョフ首相の軍備完全撤廃の提唱がなされる、こういう一連の動きといふものは、まさに人類史の一大転換点を示すものと見なければならぬ。理想的な平和の世界をいよいよ現実化する物的な力が世界には現れてきておると判断をすべきだと思ふ。ある軍事評論家に言わせると、これをもって四年制平和大学の開校だといひ、五年後にはおそらく軍備はなくなつてしまふだろう、こういう予想をしておる

人さえたくさんあるのです。首相はこれらの具体的な事実というものを認められるのかどうか。どうですか。

○岸国務大臣 軍備の問題については、ジュネーブにおける十カ国会議の前途を考えてみますと、しかく容易に制限ができることは考えません。しかしながら、軍備が制限され、撤廃されるということは、われわれの念願であり、希望であることについては、松本君に私は劣らない熱意を持つておる。しかし、軍縮の前途については、現実の問題としてはなほ幾多の曲折があり、困難があるということを考える次第であります。

○松本(七)委員 そういう答弁はもう聞きあきておるんです。それこそ、岸首相が世界情勢の雪解けに目をおおつて、力の均衡による平和というあのダレスの亡霊にしがみついておる証拠なんです。去年の八月に、アイク、フルシチョフ相互訪問ということがホワイト・ハウスから発表された。そのときに米國は、在日大使館を通じて外務省にこのことを事前に通告してきておるのです。そこで、当時外務省は、のはほんとと南米を漫遊していた岸さん、あなたに、あつて報告しておるじゃないですか。ところが、当時あなたは、この外務省の報告に対して、そんなばかなことがあるかと、一たんは否定したのですが、いよいよこの相互訪問が事実ということを知るに及んで、あなたは今度は、フルシチョフが一度くらい米國を訪問したからといって、大したことはない、たかをくくつた見通しを述べたと当時の新聞は伝えておりますが、これは事実ですか。

和の表現にあたれと説く石橋湛山、道は一つしかなく、実質的な雪解けのためにわが国も努力をいし保守党の政策の脱皮により中産階級の育成をはかれと説く三木武夫、世界情勢の転換のすさまじい進展にさいし日本にとっては経済圏の確立拡大こそ中心課題と説く河野一郎、近代国家として興隆する中国との相互不可侵により変化と経済の

日中交流を実現すべしと説く松村謙三、戦争はもはやありえずとの確認から国内市場の拡大の要を説き北鮮・ソ連貿易の発展にも助力を惜しまぬ池田勇人、中・ソとの国交調整に本格的に取りくむ要を説く高橋達之助、これらは何れも世界情勢の判断と日本の歩むべき進路について岸派のそれと相違している。安保改定の全権就任を固辞して手を汚すまいとした大野伴睦も、同様に岸コースの危険と行詰りを知るものといえよう。一方、岸首相の安保改定強行を支持するものとしては、共産圏すなわち過激派政府といった大正初期の認識から出られぬ賀屋興宜などがある。こう書いてあるじゃないですか。このように大きななだれです。地すべりが起こっている。これは決して政界だけの現象ではないのです。おそらくこれは御存じでしょう。外交界の長老で元外務次官もしておられ、駐オーストラリア大使、また前英大使を歴任された西春彦氏は、昨年の春に岸首相を初め藤山外相、賀屋外交調査会長らに対して、安保改定を中止せよという意見書を提出したとのことでございますが、これは事実ですか。このような西さんの憂国の信念を岸さんはどう思われたか。

○岸国務大臣 友人や先輩その他いろいろの人からの意見は、私は常時聞いております。しかしながら安保改定の必要性、これをやらなきゃならない、これをやるのが日本の平和と安全、繁栄の基礎を築くものであるという私の信念には、何らの変わりはないままです。

○松本(七)委員 この点はまさに重要な事実なので、もっとはっきり確認しておきたいと思うのですが、私はそのために、昨年十一月十二日の南日本新聞紙上に掲載された西さんと南日本新聞の二階堂東京報道部長との一問一答をちょっとあなたに紹介したいのです。二階堂さんが西さんに対して、まず改定反対の意見を岸首相以下に提出された経過を聞いておられるのです。が、この返答で西さんは、ことし二月に岸、藤山両氏に私の意見書を出した。次いで六月に、自民党の賀屋興宜氏にも新しい意見をつけ加えて出した。そのほか講演会や知友などとの会合の席上でも私の意見は強く主張してきている。最近意外な人からも賛成だと言ってきた。反対は決して革新的な人々だけではない。私は決して政治的な立場から言っているのではない。外交界にも先輩は多いが、私たちが体験したことを振り返ってみて、ばかばかしい目を日本が再び繰り返すのだ。同時に、日本の外交界には戦前の苦しい外交を経験した人が少なくない。このため、ここは遠慮なく日本の将来のために言っておきたいというわけだ。政府は改定を急いでいるようだが、あと一年だけ国民世論の動向を見守ってからにしてほしい。私として、あと一年あれば、反対意見が政府内部を押し、同時に、アメリカとして日本の立場を理解するものと見ています。政府は急いでやらないことだ。私の運動は私一人のものであって、グループを組んでやっているわけではない。岸、藤山両氏からは何も言っていないが、私の同調者は次第にふえてきている。——こうやって、せっかく憂国の至情にやみがたく、こういつた貴重な意見書をあなたに、あるいは藤山

外務大臣に出されたのに、あなたからは何らの返事もない、何も言っていない、こう言っておられるのです。が、一言の返事もなかったのですか。

○岸国務大臣 さつき私が申し上げたように、いろいろな人からいろいろな意見を受けております。一々返事を出してもおりませんけれども、十分それらの意見は私としては読んでおり、す。しかし私の考えは先ほどの通りでございます。

○松本(七)委員 それは普通の、あなたと違った意見がいろいろあるというふうに扱うべきものじゃないのです。これは外交界の長老として、特にソ連外交に身をもって経験された方である。しかもその内容を目を通されたかどうか、しかもその疑わしいような態度でこれを処理されるということ、非常に重大だと思ふのです。そういうあなたの態度が独善だと言ふのです。西さんはその後も、今お話しした新聞との対談のあと、憂国の情にやみがたく、「己れの小を思うとき、人ははじめて大となり、義により命を悟るとき、国にはじめて光あり」この土井晩翠の詩を引用しながら、中央公論の二月号と今度出された四月号に「日本の外交を憂える」という論文を発表されているのです。これは岸さん何らあれされおられないから、少し私はその要旨をお知らせしておく必要があると思う。「人の意見はどうでもいい」と呼ぶ者あり。どうでもよくない。国の基本的な外交政策をきめる場合には、自分に都合のいい側面ばかり考えるのでなく、相手の立場にもなつて十分その影響を検討しなければならぬ。このこ

とは日独防共協定、日独伊三国同盟がソ連、米、英などに重大な影響を与え、太平洋戦争に突入する原因となった経験から見て、為政者は十分心すべきことである。新安保条約は疑いもななく一種の相互防衛条約であり、ソ連、中共の立場から見れば、自分らに向けられた日米軍事協力体制の強化である。従つて新条約は、対ソ、対中との関係から見ても重大な危険をはらんでいす。第一に、新条約は日本の自由意思で締結したものであるから、ソ連、中共が日本の責任を問ふことになるのは当然である。第二に、在日米軍の軍事行動には、日本も協議という積極的行爲を通じて関与することになる。従つて外国に対しては米軍と共同の責任を負ふことになる。ソ連や中共から共同責任を問われ、その結果どんな重大な危険が生ずるかにはあらためて論ずるまでもない。第三に、協議は合意に達することを義務づけたものではなく、あくまでも単なる協議であるというところが国際通念であるが、さらに本質的には日本が実力上米軍と対等に協議することは絶対にできないということである。日本が米軍の行動を實際問題としては制約できず、しかもこれに対して日本も共同責任をとるのであるから、日本は米軍に白紙委任状を与えるものである。結局政府は、日本にこのような内容を持つ新条約を結ぶ資格も内容もないのに、あえてこれを結んだものである。しかも事前協議による日本の発言権の増大という形式だけを吹聴して、これから生ずる結果には目をつぶろうという無責任な態度である。やりかたの交渉を中止するのは国際信義に反するというが、国の安全はより

以上に重大である。日本の外交は新たな危険を引き起こす新条約を締結するのではなく、英国の東西融和への努力に声援を送り、それを通じて世界平和に貢献することにその進路を見出すべきである。この名義ある大道を進むことができないのは、新安保条約に没頭して、動こうにも動けない状態にあるからだ。これが西さんの中央公論の二月と四月に書かれた大体の要旨なんです。

岸さん、その西さんはこの中央公論でも、意見書を出した経過の中に、もう一つ述べておられるわけですが。昨年一月、政府筋からきわめてばかばかながら安保改定の内容を知り、改定は日本にとってさほど歓迎に値するものとは思えないばかりか、自分の経験では、ソ連、中共との関係から、かえって現行安保条約よりも危険を包蔵すると感じたのが始まりだ。この長年の特にソ連との外交の経験を経た西さんは、これがかえって危険を包蔵するということをはっきりと指摘されておる。さて政府筋から安保改定について説明を受けた際に、私の頭にまず最初に浮かんだのは、日独防共協定締結当時の自分自身の苦しい体験である。そのころのことを直接に知っている人はもう多くない。だからそのときの教訓に徴して、安保改定の危険を指摘するのは私の責務である。これが改定批判を志した私のそもその気持だったんだ。こうして最後になって、何度も言うように、外交においては国の安全は何ものよりも重い。もし不幸にして調印となつたら、国会はあくまでも討議を尽くし、その結果どうしても危険ありという結論に達したならば、批准

問題について議決する前にもう一ぺん米國と話し合い、改定中止について了解を求める道もあるのではないか。壁に頭をぶつけるまでは猪突して省みないという行き方は、戦争でほとほとこりたはずである。重ねて言う。外交の要諦は勇敢に現実を直視するにあり、そして重ねて三國同盟の歴史を顧みよう。こうして過去を顧みながらこの安保条約について心配されておられるわけだ。

私は、実は西さんにもこの間直接会ったのです。その際に西さんは、この米中關係と日中關係には非常な違ひがある。アメリカと中国の關係と日本と中国の關係には実に大きな開きがあるという点を指摘されておられる。もちろんこれは大事なことですが、日中關係には今なお戦争状態は存続しているわけですから、そのときに安保改定をして中国側からはこれを敵視政策、こういう断定を下した場合にどうなる。單なる一面的な敵視性じゃない。これは二重敵性を生むことになる、この点を西さんもやはり非常に心配をされておったわけでございます。またその際に、西さんの語られた言葉の中に、意外な人から賛成と激励が寄せられている。そして財界の某巨頭からも同感の手紙をもらったという話を披露されておられます。この意外な人というのは、岸さんあなたもよく御存じの方なんです。今私の口からその人の名前を言うのは控えますが、いずれこれは明らかになります。さらに西さんは、外務省にも自分の考え方に賛成しておられる人が多いのであるけれども、惜しむらくは今の外務官僚には勇氣がない、こう言つて嘆いておられた。しかし聞くと

ころによりますと、中にはなかなか要國の士もあって、敢然としてある重要外交政策について直接藤山外務大臣、あなたに意見書を提出したという話を聞いておられるのですが、外務大臣、そういう事実はあるのですか。

○藤山國務大臣 特段に外務省の中の人が私に意見書を出すような必要はございません。しよつちゅう話をいたしておきます。

○松本(七)委員 そんなしらを切つておるが、私はちゃんとその事実をつかんでおるのです。しかし当人が左遷させられるようなことになれば氣の毒です。この際、政府委員諸公も、もう少し自分の良心と……

〔発言する者多し〕

○小澤委員 御静謐に願います。

○松本(七)委員 正義感を呼びさまして、首相、外相に新安保条約をたな上げするように直言するくらい一つ勇氣をふるい起こすべきです。首相は先ほどから世論と國會を尊重する、こういうことを言われたのですが、この重大条約の審議にあつて今後公聴会あるいはそういうものを開いて、そうして積極的に広範な世論を聞くお考えはありますか。

○岸國務大臣 委員会の運営につきましては、委員長がきめることだと思います。

○松本(七)委員 私どもはいずれ委員会に参考人も広範に來ていただいていろいろ意見を聞きたいと思つておりますけれども、われわれとしては先ほどから申しますように、外交界の長老でこの問題に非常に關心を持つて、しかも有力な意見を述べ、それが官界にも財界にも共感者をどんどん呼んでおる

といわれる西さんにもぜひ來ていただいてその意見は開陳していただきたいと思うのですが、そういう場合には、この重要な安保審議の参考人の意見開陳ですから、今までのようにそういうときには一度も出席しないというような態度でなしに、一つ總理大臣、外務大臣そろつて参考人の意見を聞くというくらい確約をしていただけますかどうかですか。この氣持があるかどうか。

○岸國務大臣 私はこの委員会に出席するに際しましては、委員長なりあるいは理事會でできたところに從つて今日までも出席をいたしております。そういうふうな考へていきたいと思つます。

○松本(七)委員 今いろいろ私が披露したのは保守、革新を問わない今日の流れです。いわば全國民的な安保批判の大潮流が今起こりつつある。こういう潮流の前に安保をあくまでも強行しようというこの岸首相一派は、もう完全に孤立しつつあるのです。今までの答弁で、あなたは政治的責任はとると言われておる。また世論と國會は尊重すると繰り返して述べておられる。それならば、この國民的な大潮流はどんな広がりがある。その大潮流の前に、新条約が挫折した場合に、全責任を負つてあなたは総辭職するだけの覺悟がありますかどうか。また藤山外務大臣だけに詰め腹を切らせるようなことでは困るのですよ。

○岸國務大臣 私は先ほど来申し上げておる通り、國會の審議を十分尽くしていただいた上において、國民の理解と支持を得てこれをあくまでも成立せしめるように全力をあげて努力するつもりであります。

もりであります。

○松本(七)委員 そこで条約論に入りますが、一体この新条約は現行の安保条約に比べてどこが一番変わつておるか、これは今國會開会以來政府の満足な答弁は少しも得られない。始終へどもした答弁に終始しておるわけでございますが、その証拠には、統一解釈に次ぐに統一解釈を行なつてきておる。この事実が最もよく現わしております。いかに解釈が統一されていかかを、むしろ物語つておる。これは政府と与黨の統一解釈であるかもしれないけれども、残念なことには日米間の統一解釈ではない。岸さんはほんとうに國の安全を考えて安保改定を行なつたとおっしゃるならば、この際率直に、今までの安保条約、今度の改定条約はどことどこが違ふか、また一番重要な点はどこか、それをもう一度明らかにしてもいい。さっぱりはつきりしていい。

○岸國務大臣 提案理由におきましては、その他の機会におきましてもしばしば申し上げておる通り、一言にしてこれを尽くせば、現在の安保条約は日本の自主性というものが認められておりませんが、今回の改定によりまして、現在ある安保体制というものを、日本の國際的地位と國情に應じて日米間において対等な、また日本の自主性を明らかにしたところの条項によつてこれを改定しております。

○松本(七)委員 その自主性ということは抽象的には言われるけれども、しからばこの新条約のどこどこに具体的に現われてきておるか。

○岸國務大臣 全面を通じてそういう精神のもとにこれを改定をいたしてお

ります。

○松本(七)委員 それでは開きますが、西さんもやはり、安保改定を行なうことによって危険をこうむるのは米國よりむしろ日本だ、そういうことを指摘されておる。そうだとすれば、新条約は祖國日本の防衛よりもむしろ米國の防衛に奉仕することになるのではないか。この点はどうか。

○岸國務大臣 これをごらんになりますと、はつきりわかっているように、日本の領土が侵略された場合において、日本が自衛権でこれを防止することは当然であります。それに対してアメリカが協力するところの義務を明らかにしているだけでありまして、決してアメリカの領土であるとか、國外に出て日本がそういう場合において行動するよう何らの規定はございません。私は、むしろアメリカがはつきりと日本の防衛のために協力することが明らかになつていことが、今度の条約の特徴である、こう思います。

○松本(七)委員 もう一ぺん確認しておきますが、今の御答弁によると、日本自身の防衛から見れば新条約は米國に防衛的義務を負わせたというところに特徴的な改善がある、こう理解していいですか。

○岸國務大臣 それも一つの点であります。

○松本(七)委員 今首相の答弁で、新条約は現行安保条約と違つて、米軍が日本を防衛する義務が新たに生じたという点がはつきりしたわけですね。この点は現行条約と違ふ点を確認できたわけですが、今までの政府の答弁によりますと、新条約第五條というところの「各締約國は、日本國の施政の下に

ある領域における、いずれか一方に對する武力攻撃が、自國の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自國の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に對処するように行動することを宣言する。この解釈として、第三國の武力攻撃が発生した場合に、外交交渉などの手段によらずに直ちに自衛権發動すなわち武力行使に訴へることが、この前の赤城防衛庁長官の参議院におけるこの条項はそのものずばりの条項であるという答弁からも明らかになつてゐるわけだ。またその際、日米が当然同時に行動を起こすことになることも参議院で答弁されておる。さらに、政府は明確な答弁を避けてはおられますけれども、新条約第三條では、日米は「個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し發展させる。この条項は、ハーター米國務長官が最近アイゼンハワー大統領にあててアメリカ上院に新条約批准のための資料として送付した報告書の中でも、こ

議の決定の方針に基づいて、国力国情に依つてこれを効果的に漸増するといふ基本方針を自主的にきめておられますが、その方針にのつとて将来においてもやめていくつもりでありまして、何らその間に變化はございません。

して、先ほどの政府の答弁から考えてみても、日本の国防の基本方針に關する重大な内容を持つておるといふなければならぬと思う。そうならば、当然この条約そのものも国防會議にかけて最後の決定をされたと思うのです。が、いつ国防會議に諮られたのか、その経過と内容を總理大臣から詳細に御説明願ひたい。

であります。

れるということがあるか「これじゃ審議できない」「官房長官、もう一回答弁しろ」と呼び、その他発言する者多し昭和三十三年五月二十日の決定に書いてありますが、その第四項に、「外部からの侵略に對しては、將來國際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米國との安全保障体制を基調としてこれに對処する。」というところがきまつておるのであります。従つて、これを動かす必要があるというふうな場合には、これは當然国防會議にかける必要があると思ひますが、この範圍内において處理する場合にはかける必要はないと私は考へております。それで、いつの新聞であるか知りませんが、これは私、記憶がございません。

○松本(七)委員 十一日の参議院の予算委員會で、わが党の佐多議員の質問に對して、藤山さんは、世界的な軍縮の場合に別として、日本だけが独自の立場で軍縮を行なうのは第三條の趣旨に反する、こういう答弁をされておる。これは軍備を認めない憲法に違反するばかりか、軍備維持増強の義務を負つたことも、間接的な表現ではあるけれども認めたものとして理解できないと思ふのですが、どうですか。

○藤山國務大臣 われわれは憲法九條によります自衛のための防衛力ということをも認めておるわけでありまして、その範圍内におきましてわれわれは防衛力を維持發展させることは、日本の當然の獨立國としての務めでありまして、そのことをわれわれが宣言いたしましたことは、決して憲法に違反はいたしておりません。

○松本(七)委員 それはちよつとおかしい。国防會議では單に防衛の基本方針ばかりではない、国防の基本方針それから国防に關係するあらゆる重要な問題と認められるものは全部かけなければならぬという義務規定がある。總理大臣はこれを義務づけられておるのです。いやしくも日本の国防について外國に防衛義務を負わせるかどうか、そういう点は非常に国防全般に關する重大な事項です。これはどう新しい、新たにアメリカに防衛の義務を負わしておるといふような新しい条項の入った条約をきめる場合には、これはもつと広範圍な国防という立場から、国防會議にあらためて諮るというのが当然な筋だと思ふのですが、どうでしょう。

○松本(七)委員 官房長官でさえ、閣議にかけるのはもちろんのこと、国防會議にかけるのが筋だとはつきり言つてゐるのです。どういふ趣旨か——これは官房長官を呼んで下さい。官房長官、どうですか。

○松本(七)委員 あなたは重要な記者会見でこういう重要意見を述べておられるが、記憶がないなどというのは、總理大臣にならなつて日本の新聞記者を輕視してゐるのです。今の御意見ですが、それじゃ總理大臣に伺ひますが、今度の新安保條約で、あなたは一つの特色として、アメリカに防衛義務を負わしてゐる、また期限が無制限であつたのを十年に限つておる、こういう点が新しい点だとして指摘されておる。十年に限つてこの条約を結んだことによつて、無抵抗主義がむしろ國防上有利だといふような事態にもならないとは限らない。今言われた国防會議というものは、条約締結のほかに前でしよう。三十二年でしよう。そこできめられたときの條件は、今の新安保條約によつて生じた條件とは格段の違いがある。そういう新しい、大きな國防の観点から見れば、

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○松本(七)委員 先ほど来お答え申し上げておる通り、根本の方針につきましては国防會議において決定してゐる。それによつてその方針を何ら變更してゐるものではないと思ふから、これにかかる必要はない、こう考へたわけ

○石橋(政委員) それは国防の基本方針が変わることでしょう。それは当然かけなくちゃなりませんよ。あなた方が昭和三十二年に国防会議においてき

○岸田務大臣 例があがるようなものについては、一号から四号まで書いてあるわけであります、しかしながら、そういうあらかじめ予想できないけれども、いろいろ起こってきた場合において、必要ありと認めた場合においてはかける、こういうことでござい

えておることについては、国防会議におかけにならない。にもかかわらず、国防会議の過去の実績を見ますと、昭和三十三年九月には、対潜哨戒機P2Vの整備について、国防会議におかけになっている。まあ悪く言えば、たかが対潜哨戒機をどうするこうするとい

ほど重要なことを国防会議におかけにならない。この問題については、あなたは、あえて主観の違いとせられ得るかどうか。言葉は御自由です。あなた方が主観の違いだとおっしゃれば、そ

うなやり方は、世界の流れの中から始めたという事実はお認めになりながら、ただし、今すぐにといいわけには参りません、こうおっしゃってこうした地域協定あるいは集団安全保障のよ

え、暫定的な措置であるということ、あなたもお認めになつていらつしやるわけですね。そうした場合、この条約を見ますと、十年という期限が書いてあります。昭和三十三年にきめた国防の基本方針もすでに四年たつており、これから十年間、十四年間変更しなくてもよろしいということをおな

た御自身が一人で決められることは、独断ではないでしょうか。当然国防会議にかけて、今後十年間、こういう情勢の中に身を置くことがいかに悪いかということ、国防会議の慎重な討議を経なければならないか、これは慎重な態度ではないだろうか、これは私に思ふわけですね。基本方針は、今は変わりないとおっしゃいます。今は変わりない。しかし、兵器の発達とか、平和を望む世界の国民のいろいろな動きというものは、非常に早い流れで流れてつづつある、発展しつづつある。そういう中に、十年間固定した、アメリカと組んでやつてよろしいという固定した政治体制をきめること、このことは相当責任があります。この相当重要な責任を、ただ一べんも国防会議におかけにならずに、(そのときは別だ)と呼ぶ者あり)グラマンはかける、P2Vはかける、こういうふう

に、ささるものはおかけになつて、そういう重要な問題は、一べんもかけずにやるといふことは一体どういふわけでしょう。今、椎熊氏は、そのときはそのときとおっしゃるのですが、しかし、十年という条約の期限をきめれば、そう簡単に、そのときはそのときとは言えないだらう。ヤジにお答えするわけではありませんが、しかし、そういう不心得な根性があることを、

ここで一応御忠告しておかなければいけないだらうと思つて、あえて忠告したわけですね。一つこの点について、くどいようですが、十年間日本を一つの体制に縛りつけることの可否について、国防会議に諮らざる理由を聞かしていただきたいと思います。

○岸國務大臣 国防の基本方針にもはつきり書いてありますように、将来、国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たすまでは云々ということを書いてあります。今度の条約にもそういうことを明らかにいたしております。十年という期間は、今日の条約におきましては無期限になっております。これを、十年たてば、一年の予告をもつて一方的に廃棄できるという条文にしたわけがあります。今お話しのような国際情勢の非常な変更がありまして、この方針を変えるというふうな場合におきましては、国防会議に付議することは当然でございます。

○飛田委員 私のお聞きしたことに、そのまゝお答えにならない。私は、これから十年間縛りつけられていくことについて、一度国防会議にお聞きになることが、政治家としての慎重な任務ではありませんかということをお伺いしたわけですね。しかし、まあお答えにならないわけですね。

そこで、第二の問題として、今藤山さんのお述べになりましたように、当然、この条約の結果は、日本の自衛隊の増強を義務づけられるわけですね。もしそうだとすれば、あなた方が昭和三十三年におきめになった防衛計画の大綱というものは、第一次が終わつて、新しい第二次に入らなければならぬわけですね。第二次の防衛計画を策定しな

ければならぬという段階にきておる。しかも、その第二次の防衛計画は、当然この条約によって増強を義務づけられていく、すなわち、当然この国防会議にかけなければならぬ。防衛計画の基本に重大な影響を及ぼすこの条約については、当然国防会議にかけなければならない。これは考慮するわけですね。この点について、あなた方は、防衛の基本方針だけをおかけの、この条約はかけないでいいのだ、こういうお話になるかもしませんが、しかし、淵源するところはここにあるということをお考えれば、おかけになるのが当然ではないだらうか。第二次防衛計画をもう策定せられる段階にきておるのではありませんか。一緒におかけになるのは当然だったのじゃないか、こう私は思いますが、いかがでしょう。

○岸國務大臣 第二次防衛計画を定めました場合において、国防会議にかけますことは当然でございます。そして、この条約におきましても、国防の基本方針の三項にきめております「国力、国情に應じ、自衛のため必要の限度において効率的な防衛力を漸進的に整備する」というこの方針は、何ら変更を受けておるものではないのでありまして、これ以上の義務を、われわれがこの条約の改正において負うことき説明をする人が間違つておるのであります。われわれは、あくまでもこの方針に、少しも変更はないのであります。

○小澤委員 西村力弥君より関連質疑の申し出があります。この際これを許します。西村力弥君。

○西村(力)委員 関連してお尋ねしますが、自衛隊法の第七十六条ですが、そこには防衛出動の規定がござい

ます。この防衛出動は、「外部からの武力攻撃、カッコシして、その「おそれのある場合を含む」となつておりますが、どういふ場合に防衛出動がなされるわけですか。この「外部からの武力攻撃」というものは、これは日本に對しての武力攻撃に限定されてい

る、そのようによろしくございませうか。

○岸國務大臣 日本の領土、領空、領海等に対して武力攻撃が加えられた場合です。

○西村(力)委員 そうしますと、自衛隊法の第三条に規定されておる自衛隊の任務、ここには「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に對しわが国を防衛することを主たる任務」とする、こういう工合になつておるんですが、この直接侵略及び間接侵略も、これはわが国自体に對する直接もしくは間接の侵略、こういうことになつて参るわけなんでありまして、それでよろしいでございませうか。

○岸國務大臣 先ほどお答え申し上げましたように、わが国の領土、領空、領海に對する侵略であります。

○西村(力)委員 それと、今度の新安保条約の第五条には、「日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に對する武力攻撃が、こういう工合に規定されて、これに對処して、共通の危険に對処して共同の行動を起す」と、こうなつておる。これはだれがやるかといふと、これは自衛隊がやるはずなんです。この自衛隊の、現在規定されている任務、あるいはその武力攻撃の際の発動というものと、この

第五条における自衛隊の行動というもの、全然ここに違ひがないというやうなことを、先ほど石橋委員の質問に對して答えられましたが、これは大きな誤りであると私は思ふ。任務は拡大され、また、大きく質的に転換しようとしておるのだ、こう申さざるを得ないと思ふ。今の自衛隊の諸君は、日本自体に對する危険に對処するけれども、日本国内におるアメリカ軍に對して攻撃があつた際においては、その発動というものはないはずですね。そういう工合にわれわれははつきり解釈をする、その点について総理から御答弁をお願いしたい。

○岸國務大臣 日本におる米軍が攻撃されるという場合において、日本の領土、領空、領海が侵略を受けるわけでありまして、それなしにそういうことはあり得ない。従つて、自衛隊の行動としては、先ほど申しておるやうに、日本の領土、領空、領海が他から侵略される、武力攻撃があつた場合において、これに對処した行動をとるといふことは少しも変わつておらないのであります。

○西村(力)委員 この自衛隊法はいつ制定されましたか。これは昭和二十九年いろいろな小部の改正が三十一一年にもございまして、その現時点において、この自衛隊法というものは制定されておるわけなのでございます。その際においては、新安保条約のような工合に、米軍は、日本の基地を使用するけれども、日本に對する義務は負わない、その反面、米軍に對する危険に對しては、日本の自衛隊は何ら責任を負わない、こういう立場において、この自衛隊法というものは作られ

ておるはずならでございます。それは昭和二十九年から間違いないと思う。米軍に対する攻撃もわれわれは守るのだ、いつそういう解釈を出したか。今になって、ただ便宜的にそういうことを言っておるが、この法律が制定された昭和二十九年において、そういう解釈を立てられるはずはない。

○岸田外相 二十九年といえども、自衛隊法が設けられたときに、いやしくも日本の領土、領空、領海が侵略された場合におきましては、当然に自衛隊が出動するということは、自衛隊法が設けられた最初から今日まで、少しも変わっておりません。

○西村(力)委員 それでは、新しくこの新安保条約の第五条等を設定した理由というものは、なくなってしまうはずなんです。新しく結ばれようとしておるこの第五条は、そういう欠陥を補うために、あなたの方から言うところ、米軍は駐留するが、日本を防衛する義務はない、片務的であるから、これはよろしくないから防衛の義務を持つてもらうのだと、こう言う。その反対給付として、いづれか一方に対する武力攻撃、すなわち、米軍に対する武力攻撃に對しても日本の自衛隊が責任をとるのだ、そこに相互の片務性を双務性にするという主張があるはずなんです。今無理な解釈をして、日本の領域なんかに對する攻撃は、従来とも、すべて自衛隊の任務であるとして間違いないのだというような解釈をやりまするけれど、そうしますならば、第五条を何がゆえにこのように大事な問題として——これはあなたの方、宣伝これ努めているでしょう。片務性を双務性にしたのだ、こういうことを言っているで

しょう。先ほどの解釈の通りだとすれば、そういう宣伝をするがごとく、この改正は必要ないはずなんです。(「そうしておかないと、なお危険なんだよ」と呼ぶ者あり) あなたは黙っていいなさい。

「委員長注意しなければだめだ」と呼び、その他発言する者多し」

○小澤委員長 静粛に願います。——

○西村(力)委員 岸田外相の答弁を求め

ても、先ほどの答弁と変わらないう思。しかしながら、この問題は、そう簡単に、今々の言いがかりのために、そういう解釈を立てるということではいけない。これは自衛隊法を制定した当時の議事録全部を調べて、そうしてこの問題を明確にしなければいかぬ。ですから、その点について、これから私たち調査研究するために、暫時猶予を与えてもらわなければならぬと思うのです。こういうような答弁でそのま

ま国会の審議が通るとするならば、これはとんでもないことだ。

○岸田外相 自衛隊が、自衛隊法が設けられた最初から、日本の領土、領海、領空が他から侵略された場合においては、その直接侵略と間接侵略の場合を問わず、これを防衛する義務を負うておることは、自衛隊法の一

条に明定しておる通りであります。その事柄は、今度の改正において実質的に少しも変わっておりません。よそに

に對して、われわれは、日本の領土、領空、領海が攻撃されない場合に、何ら出動の義務を持つておるわけではあり

ませんで、その点は少しも変わっておりませんのであります。(明快々々)

と呼ぶ者あり)

○西村(力)委員 いささかも明快じゃ

ない。この自衛隊の任務というのは、明らかに日本自体の攻撃に対する軍事行動というか、そういう立場でやって

おる。これは間違いないことなんです。よ、それならば、その武力攻撃は、米

軍に對する攻撃という場合も含むのだ、

ですか。自衛隊法の第七十何条かの防衛出動の場合に、外部からの武力攻撃を受けたときに

出動する、この中には米軍に對する攻撃も含むのだ、

こういう工合に解釈されているかどうか。い

ずれにしても、これは答弁を求めたつてしょうがない。それは制定当時の議

事録を全部調べて、そうして事を明確にしなければならぬと思ひます。その

ために猶予を与えてもらわなければいかぬ。

○小澤委員長 この際、昼食のため四十分間休憩をいたします。

午後一時三十分再開

は、日本国憲法七十三号第三号ただし書きの規定というものは、一休何の規定であるかを大臣に伺いたいと思ひます。

○藤山國務大臣 条約につきましては国会の承認を得る規定でございます。

○飛田委員 そういたしますと、この新協定は、条約として承認をお求め

になる御意思で、国会に提案をせられておるのかどうか。

○藤山國務大臣 もちろんそうでございます。

○飛田委員 もし条約としての提案をせられておるとするならば、当然相手国のアメリカもまた、これを条約として扱わなければならぬだろう、こ

う考えますが、アメリカの様子は新聞等で見ますと、安全保障条約だけを上の院の承認を求めるとして提出をせられておるだけでありまして、この新協定

は、上院の承認を求めるとして提出をせられておらないという報道が参つておりま

す。この点について、外務省としてはどの程度正確な事態をとらえていらっ

しやるのか、これを伺っておきたい。

○藤山國務大臣 アメリカにおきましては、上院に批准の手続をとっておりません。

○飛田委員 そういたしますと、アメリカとしては、これは条約としては扱っていない、こういうことですか。

○藤山國務大臣 アメリカとしては、アメリカの憲法その他の関係からいたしまして、日本と同じような取り扱いをいたしておらぬのでありまして、政府に委任している事項でもあり、ある

いは条約としてかけないでいくことに相なっている。——いろいろござい

ます。手続をやっておりますので、ちつとも差しつかえはないわけござ

います。なお、こまかい点は条約局長から申し上げます。

○飛田委員 そういたしますと、アメリカでは条約ではない、日本では条約だ、一つのものがこちらへ向けば条約、一つのものがこちらへ向けば行政協定、こんな奇怪じくくの事象が世界にあるのでしょうか。そういうことについて、なぜもつとアメリカと日本の

間で、取り扱いについてきつと話し合ひをしておかれなかつたのか、こういう点について話し合ひがすでにある

のですか。

○高橋(通)政府委員 ただいまの御指摘の点でございますが、条約という言葉の問題になるかと思ひますが、アメリカといたしましては、これはアメリカの上院の助言と承認を要するものではないというアメリカの扱いでございます。これはアメリカの憲法上の扱いで、そうなるわけでございます。

ただ、これは双方とも全権委員を出して締結した約束でございますから、約

束としては同等の効力を持つことは当然でございます。

○飛鳥田委員 そういふ説明では私はちがひを得ません。一つの契約が、日本の国に対しては条約としての大きな効力を持ち、アメリカに対しては単なる政府間の協定にすぎないなんという、へんばな解釈の仕方、取り扱いの仕方が、許されるというはずはないじゃないですか。もし行政協定、アメリカがこう考えるならば、アメリカとしては、日本に対して条約としての要求はできないはずだ。自分の国では行政協定として取り扱っておきながら、日本に対して条約としての要求はできないだろ。また日本の政府としても、自分の国だけは条約として取り扱い、相手方からは行政協定として軽く取り扱われるなんという、そういう屈辱的なやり方自身に問題がありはしないか。なぜ双方とも条約として、こちらにも国会にかけ、こういふのなら、向こうも国会にかけるといふ、あらかじめ調印のときに、お約束をなすっておかないのか、こう疑問が出てこないわけにいきません。その点についてどうでしょうか。

○藤山国務大臣 行政上まかされた条約を締結する分には、アメリカにおいて上院に提出しないで済むのは、アメリカ憲法の規定しているところでありまして、一向に差しつかえございません。

○小澤委員長 岡田春夫君より議事進行に関する発言を求められております。この際これを許します。岡田春夫君。

○岡田委員 伺いますが、それでは、現在政府は、行政協定を国会の承認を

得るために付託したわけで、その理由としては、先ほど藤山外務大臣が答弁されたわけですが、この行政協定の前の行政協定は、国会の承認を得ておりません。この点はいかがですか。

○小澤委員長 林法制局長官。

○岡田委員 いや、林さんに聞いておきませんか。これは林さんに私は注意を喚起します。この前、参議院でもあんな問題になったでしよう。私たちは衆議院ではこれをごとら問題にしようと思わないのに、藤山さんに聞いて

いるのに、あなた横から買って出て来な答弁をしてもいいくない。それならば、私は藤山さんに聞いて、藤山さんの都合が悪そうならば認めるけれども、あなたは藤山さんに了解も得ないで答弁しようとしているじゃないですか。あなた少し出しゃばり過ぎるじゃないか。少し考えたらいいい。出しゃばり過ぎますよ、あなたは。私は、きょうは三百代言的なことかなんとかというようなことは言いませんよ。言わないけれども、大体の意味はわかってるだろ。私が何を言いたいかわかってるだろ。あなたは。注意なさい。

外務大臣、どうですか。

○藤山国務大臣 現在の行政協定が、国会の批准を得なかつたのは、その通りでございます。それは第三条によりまして、配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。こうなっております。

○岡田委員 それでは、新しい行政協定は、やはり今度の安保条約の規定に基づいて行政協定を作るといふ条文がありますね。それに基づいて出されておると同じような形式は、前の行政協

定も今度も同じなんでありますが、今度の行政協定をあらためて国会の承認を求めたといふことは、これは私の考えですが、行政協定に基づいて、新たな国民に対する権利義務がいろいろな形で押えられるとか、拘束されるとか、権利義務の関係が生まれるから、行政協定を国会の承認を得るために出したのだ、そういう意味では、あなたは条約として承認を求められておるのだらうと思ひますが、この点はその通りでございますか。

○藤山国務大臣 現在の条約と、今度の条約と、書き方が違つております。その詳細につきましては、政府委員より答弁いたします。

○林修政府委員 現行の安全保障条約第三条は、御承知の通りだと思ひますが、その当時の国会においても詳しく御説明がしてあるはずでございますが、要するに、あれは両国の政府間の行政協定で定める、こういうことになつておりました。あの第三条の御承認を得たことによつて、両政府は、あそこ書いてあります駐留軍の配備を規律する条件は、両政府間で行政協定によつてきめるといふこの事前承認を得ている、そういう前提で、たゞいまの行政協定は出しておるわけであります。たゞいまの行政協定は、従つてそれ自身としては、国会の御承認を経ない。しかし、それはもとになる第三条が国会の御承認を経たことによつて、それで条約的効力を有するのだ、こういうことに当時御説明してあるはずでございます。それから今度の第六条は、御承知の通りに、この第六条の第二項でございますが、要するに、現行の行政協定にかわる別個の協定と書

いてございまして、これはいわゆる両政府間という言葉を書きこいてございませぬ。つまり、国家間の協定によつてきめる、そういう趣旨でございますから、今度国会に出した、こういうことでございませぬ。

○岡田委員 それでは、今答弁を伺ひまして明らかに参りましたが、アメリカにおいても、この行政協定は、国家間の協定として扱われているのであります。どうなんですか。すなわち、政府間協定ではなくて、アグリーメントではなくて、そういう意味で、国家間の権利義務を拘束するといふ意味で、条約として扱われているかどうか、この点はどうですか。

○林修政府委員 いわゆる国家間の取りきめという意味で扱われているかとおっしゃれば、私はそうだと思ひます。ただ、その場合において、アメリカにおいていかなるものを国会の助言と同意によつてやるかどうかということとは、これはアメリカ憲法の解釈でございます。アメリカは今まで、いわゆるエグゼキューティブ・アグリーメントという観念は、いわゆる上院にかけなくてもいい、いわゆる条約の範囲、国際取りきめの範囲、そういうことでございまして、それをいかなる範囲においてアメリカにおいては可能であるかどうかということとは、これはアメリカ憲法の解釈問題だらうと思ひます。

○岡田委員 それはアメリカ憲法の場合においても私はちよつと解せないのではありませんが、政府間の協定でアグリーメントの場合には、アメリカの憲法においては承認を必要としないといふことは当然だらうと思ひますが、今度の行政協定が、国家間の権利義務を拘束するものとして、条約としてアメリカにおいても扱われているけれども、しかしながら、この条約ではあるが国会の承認を必要としないといふのは、アメリカの憲法の規定に基づいておるのだ、こういうことになるのですか。この点は非常に重要な点ですが、一つ条約局長でも、あるいは藤山外務大臣でも、もつてございませぬが、はっきりと御答弁願ひたいのであります。

○高橋通政府委員 お答え申し上げます。ただいま、政府間とか国家間という用語の例でございしましたが、いかなる場合でも、アメリカとしましてはアメリカの——私、申し上げますまでもないことだと思ひますが、いかなる国でも、どの国家間の約束、政府間の約束でもよろしうございませぬが、約束をどの範囲まで国会の承認を得べきものとするか、どの範囲はしないかといふこと、憲法で決定することだと思ひます。従ひまして、それによりましてアメリカといたしましては、この行政協定は、アメリカの憲法上の解釈としては、国会のアドバイスとコンセンサスを必要としないという立場でこれをやっていると考へております。

○岡田委員 今の答弁は、林さんと答弁が幾分か食い違つてゐるのですが、私が国家間の権利義務と申し上げたのは、私は林さんの答弁を受けて伺つてゐるので、国家間の権利義務の問題であるけれども、憲法上の規定で、特に政府間の協定であるならば、これはアメリカの憲法の規定に従つて承認を必要としないのだ、こういうことを林さんは言われたのであつて、それをあな

たの場合には国家間の権利義務であつても、アメリカの憲法においては国家の承認を必要としないものもあるのだ、こういう答弁になると思うのだが、お二人の答弁の間に食い違いがあると思ひますが、いかがですか。(「ない、ない」と呼ぶ者あり) そうじゃありませんか。もう一度言ひましょう。林さんの場合には、政府間の取りきめについては、これは国会の承認を必要としない、その説明のために、国家間の取りきめ、そういうものについては別であるがという意味での御説明があつたように私は伺つた。そうすると、高橋さんの場合には、国家間の取りきめであつてもあるいは政府間の取りきめであつても、アメリカの憲法においては、どちらの場合であつても国会の承認を必要としない、これはアメリカの憲法においては必要としないことになる場合もあるのだということを言ひますが、それでは国家間の取りきめあるいは政府間の取りきめにおいて、アメリカの国会において承認を必要とするもの、承認を必要としないもの、それは何が基準になつてきめられているのでありますか。

それから、アメリカの憲法上の慣習と申しますか、取り扱いで、どの範囲をいづゆるアメリカにおいて行政府限で結び得るか、あるいは必ず国会の同意と助言が必要かといふことは、これはアメリカの今までの憲法上の慣習問題だと思ひます。これは一がいにどういう基準かといふことは、私どもが申し上げるのも、ちょっと必ずしもはつきりしたことは申し上げられませんが、今までの慣例から見ますと、大体ずっと慣習ができていますようにございまして、そのときどきにおいて、アメリカの大統領はその慣習を見つつ、その基準を見つつ、国会にあるものはかけ、あるものはかけない、こういうことで扱つてきているのじゃないかと思ひます。

味で、非常に重要な意味を持っていると思う。批准事項は当然国会の承認を必要とするといふのは、批准といふのは重要であり、国民に対する権利義務をいづゆる形で制限するわけですから、そういう意味で国会の承認が必要であり、また、批准といふものが必要になつてくると思うのですが、日本国ではこの行政協定が批准が必要であり、アメリカの場合においては批准を必要としないといふことならば、いづゆる条約の扱いとしてきわめて不公平だと思ふのだが、この点については、交渉のときにおいて、何らかお話し合ひになつておられるのですか、どうなんでしょうか。

味で、非常に重要な意味を持っていると思う。批准事項は当然国会の承認を必要とするといふのは、批准といふのは重要であり、国民に対する権利義務をいづゆる形で制限するわけですから、そういう意味で国会の承認が必要であり、また、批准といふものが必要になつてくると思うのですが、日本国ではこの行政協定が批准が必要であり、アメリカの場合においては批准を必要としないといふことならば、いづゆる条約の扱いとしてきわめて不公平だと思ふのだが、この点については、交渉のときにおいて、何らかお話し合ひになつておられるのですか、どうなんでしょうか。

味で、非常に重要な意味を持っていると思う。批准事項は当然国会の承認を必要とするといふのは、批准といふのは重要であり、国民に対する権利義務をいづゆる形で制限するわけですから、そういう意味で国会の承認が必要であり、また、批准といふものが必要になつてくると思うのですが、日本国ではこの行政協定が批准が必要であり、アメリカの場合においては批准を必要としないといふことならば、いづゆる条約の扱いとしてきわめて不公平だと思ふのだが、この点については、交渉のときにおいて、何らかお話し合ひになつておられるのですか、どうなんでしょうか。

すね。外務大臣自身がマッカーサーと
会われているのですか。

○藤山國務大臣　今ずっと経過を申し
上げました通り、私は、そういう意味
でマッカーサー大使と七月の初旬から
数回にわたりまして会見をいたしました。
当時、その席に常時総理が出席は
しておられません。

○松本(七)委員　そうすると、その外
務大臣の出られた会談以外に、総理と
マッカーサーだけの会談というのは全

然らないですか、あるのですか。

○岸田外務大臣 私とマッカーサー大使が、今、外務大臣がお答えをいたした時期において、単純に二人で会った記憶は全然持っておりません。

○松本(七)委員 当時、外務省自身では、すでに安保改定の準備を進めておいて、外務大臣、次官、条約局長、アメリカ局長、その他数人の担当官といふように、限られた人でその準備を進めておいたといわれる。また、防衛庁関係では、防衛庁長官と次官、その他ごくわずかの担当官だけしかこれを知っておらなかったといわれるのです。が、外務省が条約改定の準備に入っているといふところからでしょうか。そして、当時はどういふ具体的な案を準備しておいたのでしょうか。

○藤山国務大臣 御承知の通り、その前年以來と申しますか、私が外務大臣に就任して以後も、国会等でもってこの条約は非常に對等ではない、從屬的だ、あるいは、核兵器の問題について、何か文書で取りつづけるということ、は、社会党の方からも盛んに質問のあった問題でありまして、私が外務大臣になりまして委員会に出しても、そういう質疑を盛んに受けましたので、やはり、これは何らかの形で、やういふ問題については、いわゆる岸・アイク共同声明にもこたえて、そして改定すべきものだといふ考えを持っておりまして、外務省としては、常時こういふ問題については検討をして参っておりますことは当然でございます。なお、私が今申しましたやうな時期に、一ぺんワシントンに行つて、この問題をさらに持ち出してみるといふ問題等については、十分

検討して参らなければなりませんので、従つて、当時、さういふ点につきまして十分部内で検討されておりましたことは、もちろんでございます。

○松本(七)委員 いよいよ本格的に安保改定の交渉が東京で開始されることになりましたのは、三十三年の九月十二日に発表されたいわゆる藤山・ダレス共同声明ですね、これで初めて東京で交渉を開始するといふことがはつきりしたわけですね。しかし、その前の九月十日前後に、日本での各新聞は、外務省がその当時準備しておいた具体案といふものは大体三つあるといふふうな発表がなされているんですが、そのとき具体案といふものはどういふものでしょうか。

○藤山国務大臣 当時、改定につきましても、こまかい内容にわたつての具体案といふものは、まだ作成はいたしておりません。ただ、問題になつておりましたやうな点、たとえば、内乱条項を削除するとか、あるいはアメリカに義務をしようともうとわ、さういふやうな問題点を拾ひ上げたわけでございます。同時に、われわれは、この改定にあたりまして望ましいことは、新条約の形でいくことが望ましいけれども、あるいは交換公文で取りつづけるなり、欠点を補うなり、あるいはまた、旧条約の中の部分的訂正をやるなりといふやうなことも考えられるわけでありまして、それらのいろいろな場合につきまして、アメリカ側の考えもございまして、われわれとしては、いろいろな角度から検討をいたしたことは事実でございます。

○松本(七)委員 当時は、今の赤城防衛庁長官は官房長官だつたと思つて

すが、当時、岸さんとマッカーサーの予備交渉、あるいは今申します条約の改定の形式ですね。單なる基地貸与協定のやうなものにするとか、あるいは交換公文でもって、あまり手を加えずに、實質的な改定を幾らかやるのか、あるいは新しく防衛条約的なものにするとか、当時三つの方式といふものが伝えられておつたわけなんです。が、そのことは、当時官房長官として御存じだつたのですか。

○赤城国務大臣 大体は知つておりました。

○松本(七)委員 その三つの形式があるといふことは御存じだつたわけですね。その三つの形式をどういふふうにしてやるか、案として御存じだつたのかどうか。大体といたつて、その三つの形式を、きちんと方式を御存じだつたのか。ただ、当時何となく予備交渉がなされて、何か方式について検討がされておつたやうな、ばく然とした知り方だつたんですか。

○赤城国務大臣 形式を三つに分けて、どれをとるかといふやうな交渉をしていたように私は聞いています。いろいろな考へて、だんだんに進めてきた、その大体のことを承知しておるといふことであります。

○松本(七)委員 そのころ岸さんが――これは第一次内閣を組まれたのが三十二年二月二十五日ですが、第一次組閣当時、岸さんが國民に対する一つの政策として打ち出されたのが、占領政策の是正といふことだつたと思ひます。その占領政策の是正を打ち出した當時は、安保条約の改定といふことを考へられておつたのかどうか。その当時、何かさういふものを公表

されたことがございますか。

○岸田外務大臣 その当時、特に安保条約の改定といふことを、何らかの形で具体的に表明したものは私はないと思ひます。

○松本(七)委員 それから三十三年、台湾海峡の紛争が起つた当時、私どもが注目したさなければならぬと思つておつたのは、あの当時の米國の第七艦隊がつた行動ですね、それと、在日米軍の動き、これについて、当時の模様を私もいろいろ調べているんですけれども、なお、今後ともこれを十分調べなければならぬわけですが、当時の米七艦隊の行動と、それから在日米軍のつた動きを詳細に御報告願ひたい。

○赤城国務大臣 別に私の方で承知しております。

○松本(七)委員 部分的にも全然わからないのですか、どうですか。

○赤城国務大臣 第七艦隊の行動等については、私の方に別打ち合わせはありませんが、私の方では承知しております。在日米軍が移動したといふやうなことについては、承知しているところもあります。

○松本(七)委員 それでは、当時日本の岩國に駐兵していた米海兵隊は出動をしたのですか、しなかつたのですか。

○赤城国務大臣 台湾へ移駐しました。

○松本(七)委員 そのときの海兵隊は、たしか台湾、それから沖縄ですね、さうでしょう。このときは移動の名目ですか、それとも、演習の名目ですか。

○赤城国務大臣 演習であるといふ

うに聞いておりました。

○松本(七)委員 これは当然事前に通告しなければならぬことになつておるのですが、当時、この出動と同時に、または事前に、在日米軍から外務省または防衛庁に通告があつたのですか、どうですか。さっきの答弁では、何か通告がなかつたやうに言われたのですが、その点はどうですか。

○赤城国務大臣 さういふことを通告を受けることになつておりませんでした。向こうでも通知するといふことはしてありませんので、通告は受けておりません。

○松本(七)委員 しかし、当時、外務省はえらくあわてて、このことを在日米軍司令官に問合せてたでしょう、そして、その結果、非公式会談を開いたのではないですか、その経過はどうですか。そして、当時の在日米軍司令官、それから参謀長はだれでした。

○赤城国務大臣 在日米軍の司令官はバーンズ中将、それから参謀長はヘンドリックという人です。

○松本(七)委員 そして、これを外務省が問合せてた直後に非公式会談をやつた事実はどうですか。あつたのですか、ないのですか。

○赤城国務大臣 ないといふふうに承知しております。

○松本(七)委員 さうすると、当時の状況では、外務大臣としては、第七艦隊の無断出港については、何ら差しつかえないといふ考えでこれを放置されておつたのですか。

○藤山国務大臣 現在の安保条約においては、さういふ関係がございませ

○小澤委員長 石橋政嗣君より関連質

お答えをしておる通りに御了解をいただくかと思ひます。

○石橋政二委員　関連ですから、私に以上申し上げません。しかし、いかにでたらめであるか、そのときそのときでいいかげんな答弁をする総理であるかということを、ここでははっきり印象づけたと思うのです。あの安保委員会を作ったときには、配置についても、装備についても、使用についても全部相談をするようになったのだから、実質的には改定したのと少しも変わらぬまいし、こういう説明をしておりましたけれども、そのままの説明を今肯定すると、どうも改定必要論というのが根拠薄弱になってくるものですから、非常にごまかしてきてしまつて

いる、こういうことで私は了解して、
関連質問ですからこれで終わります。
○小澤委員長 松本七郎君。
○松本(七)委員 どうも、この条約を
どういう内容で、いかなる方式でいく
かというところについての最初の構想自
体にも、当時の状態を見、また、私ど
もの聞いたところでは、総理と外務大
臣の間にはかなりの意見の食い違いが

あったように思うのです。それで三十三年の八月でしたか、さつき外務大臣が、ちよつと言われた、渡米前にマツカーサー大使をまじえて、帝国ホテルかどこかで三人で会談されましたね。たしか、あのときは、レパノン問題で国連関係の話し合いをするということが表面の理由だったようですが、このときに外務大臣は、新条約方式でいくという総理の意向を、この三者の会談の席で初めて聞いたというようなことを、あとで外務大臣は述懐しておられたというのですが、どうでしょうか。

この新方式でいくということについては、外務大臣は当初から、また、三者会談の当時でも実はそういう方式は考えておらなかった、しかし、総理がマッカーサーをまじえた三者会談のとき、いきなりそれを言われた、マッカーサーの方から、総理は一体どういった形式で条約に臨むつもりだろう、総理の意向も聞きたいという問いかけが出たところが、そこで初めて岸さんは、新条約方式でいきたいのだ、こういうことを言明されたので、外務大臣は実はびっくりして、総理の気持ちがそんなのかというので、まあ、大使の前でそう言明された以上はやむを得ないというところから、ざるざるべつたりと新条約方式に踏み切ったというところを、あとで、あなたは述べられていてるのですが、そうですね。

○藤山國務大臣 総理と私がこういう問題を扱いますときに、いろいろお互いに話し合いますのはあたりまえでありまして、初めから一分一厘意見が違わないというわけではございません。むしろ、こういう問題について外務大臣と総理大臣とがいろいろ意見を交換するのはあたりまえでございます。そうして、私といたしましては、初めから新条約方式、あるいは交換公文等によって補正する、あるいは旧条約に若干の手直しをする三つのやり方があるのだというところは、総理にも申し上げておりましたし、一番いいことは、むしろ新条約方式でいくことでありますけれども、しかし、なかなかそういうことが困難であれば、改善の策として、旧条約に若干の手直しをする、あるいは交換公文等でやるというふうな

ことも考えられをわけであります。これは交渉の前における問題でありますので、われわれとして、総理とそういう問題についていろいろ意見の交換をするというのにはあたりまえのことでございますし、それが決して総理と私と意見が食い違っておるというわけではございません。

○松本(七)委員 それから、このとられた新条約方式案を、当時、UPIが非常に早く打ってききましたね。その案なるものも、今度で上がった条約もそうですが、米韓、米比、米タイとは、新条約方式でいく場合には、大体この米韓、米比、米タイをひな形にして、こういう形でいこうということ、以前から考えられておられたところなんです。

○岸國務大臣 条約を新しい形にして、これに盛り込む事項につきましては、大体外務大臣とも打ち合わせをして、おたがいでございしますが、それ以上、どういう形式にやるかとか、どういう用語を使うかというふうなことは、最初から考えておいたわけでもございせん。

○松本(七)委員 この経過の問題にいたっては、一貫して岸さんは、今度の新安保条約改定は自主性の回復というところを当初から言われたですね。最初に打ち出されたのが双務性、それからこれが自主性に変わってきた。しかし、その変わったところにも問題があるのですが、それでは、はたして自主性が確保されたかどうかという点になります、この新条約方式にきまるまでの過程にも問題があるし、それからアメリカとの交渉過程にも、はたして日本

の自主性が貫かれたかどうか、疑うべき点がたくさんあるわけですね。こういう条約の改定方式でさえも、自主性について疑わしい点があるばかりではないに、私も、私どもから言われるならば、今のこの時点に立つて、日本の自主性の回復というところは、もともとと実質的な面を取り組まなければならぬ重要な点があるのではないかと、このこと、実は、この前もこれは参議院でちょっと問題になりましたが、イーデンの回顧録で、あの蔣介石政権の承認の問題が出ておられます。これについて、私は岸さんにその経過で一点伺っておきたいのは、あの参議院で問題になり、イーデンはデレスと約束をして、中国政権の承認の問題は、貿易のこともあるし、やはり、日本が独自にこれは選択をすべき性質のものだというのが、約束をしておいた。それが、デレスがああいうふうな日本を脅迫して、無理やり台湾政権の承認をさせたというので、イーデンが非常に憤慨して抗議をしたところ、アメリカがまあ、吉田さんがデレスに手紙を出したというところになっておるわけですが、その吉田首相が、当時デレス長官に手紙を出す前に、デレス長官の内容について、具体的に指示してきておる。はつきりアズ・ワン・ガヴァメント・オブ・チャイナ、中国の一政府として、こういうふうな書いてもらいたいじゃないかと、内容についてまで指示してきたというところ、きわめて確実な筋から私は聞いたのでございすけれども、このことについて岸さんは聞いて

おられ、のでしょうか。

○岸國務大臣 私は承知いたしております。

○松本(七)委員 いずれにしても、イーデン回顧録によっても、日本の独自の意思を無視して、アメリカが、この中国政権承認問題については大きな圧力を加えておるというところは、事実として認めざるを得ない。こういう状況で台湾との関係ができたのですから、私どもとしては、むしろこういう状況で、私どもは早く断ち切ることが、日本の自主性を回復するためには最も必要なことである。そのためには、こういった条約の改定ということよりも、新中国との関係を正常化するということが自主性回復の第一歩でなければならぬ、むしろこの方が先だということ、これを強調しなければならぬわけですが、岸さんは、デレス・吉田回顧録を通じてのこの事実が、イーデン回顧録によって明らかにされた今日でも、このことを最も重視する政策に切りかえる御意向はないのですか。

○岸國務大臣 私は、しばしば申し上げております通り、日本の立場、日本の進んでいく道というのははっきりしておりました。自由主義の立場を堅持して、アメリカとの間の協調によって、日本の平和と安全、さらに繁栄を期していきたく、こう思っております。また、台湾との間の国際条約につきましては、やはり国際信義に基づいてこれを尊重して参りたい、かように思っております。

○松本(七)委員 この台湾の問題は、単なる条約上の問題とか、承認の問題というだけではなしに、今日では、やはり第七艦隊というものを通じて、日本

本でよく問題にされておりました核兵器持ち込みの問題にも関係してくる。これがまた、日本の自主性を大きく阻害しておると私は思うのであります。が、米第七艦隊司令長官であった、今度かわりましたフレドリック・N・キペット海軍中将、この人に先般二等旭日重光章を贈られたという話を聞いたのですが、これは事実ですか。

○赤城國務大臣 事実でございます。

○松本(七)委員 それはどういう功績によるのでしょうか。

○赤城國務大臣 伊勢湾台風による日本の災害の救済に非常に協力してくれました、こういう功績でございます。

○松本(七)委員 伊勢湾台風に協力したといつて勲章を贈るのならば、日本人で、もっと功績のあった、やらなければならぬ人はたくさんあります。この第七艦隊は、太平洋最大の艦隊といわれて、原水爆を所有しておる。常時臨戦態勢をとっている。政府の勲章贈与は、原水爆所有の米第七艦隊……

〔発言する者多し〕

○小澤委員 御静謐に願います。

○松本(七)委員 これはもう、アメリカの国防総省が、第七艦隊は原水爆を所有しておるということをはっきり声明しておる。その在日米軍が、事実上伊勢湾台風当時に大いに協力したというのなら、しよつちゅう日本にいるというのを認めたわけですね。原水爆を保有しておる第七艦隊を、在日米軍として事実上公認したということになるが、どうですか。

○松本(七)委員 それはこの前の報道にもちゃんと書いてあるのです。このキベツト海軍中將でも、住居は湘南にかまえておった。また、三十三年二月に来日しましたアメリカのバーク海軍作戦部長は、外国記者団との会見でこういうことを言っております。海上自衛隊の任務は何かという記者団からの質問に対して、ソビエト、中国の潜水艦を極東地域において封鎖、撃滅するための対潜部隊である、こう答えているのです。これじゃ、まるでバーク海軍作戦部長から海上自衛隊の任務というものを指定されている。日本の自主性はみじんもないじゃないですか。

この前、東京新聞の笠井真男という記者が、第七艦隊に初めて乗船して取材している記事があります。これは防衛庁の資料で、はつきり出しております。防衛庁の準備開誌ですね。御存じでしょう。これは防衛庁の関係者ばかりが編さんに当たっております。この笠井記者が「レギュラスI型の発射を見る」という記事で、これは「第七艦隊一番乗りの記」として報道しているのですが、それによりますと、「八日朝、ヘレナ号のうしろ甲板でレギュラスI型の発射実験が行なわれた。予定表を見ると、時間読みは午前二時から始まる。目がさめたころには、すでにどうぶつたるジェット・エンジンの排気音が艦窓をふるわせている。後部の主砲塔の上に乗って二十メートルほどの距離からカメラのねらいをつける。八時、水平に置かれたレギュラスの頭部が約四十五度上方に上げられ、白の星章をつけた暗緑色の胴体は小刻みにふるえている。八時三分、ものすごい炸裂音とともにブースターが点火され、

その爆音をけってミサイルはたちまち東北東の空に姿を消した。間髪を入れず二機のジェット戦闘機があとを追う。ブースターが落ちた海面の白波の静まるころ、砲塔、レーダー塔、マストを埋めた全艦員のせいにつくため息が聞こえるような気がした。そうして……(それはだれが言うのだ)と呼ぶ者あり)これは東京新聞の笠井という記者です。(狸穴情報じゃないのか)と呼ぶ者あり)日本情報です。そうして、そのレギュラスI型の性能を説明してここに記されておるのですが、それによると、頭部核装備、射程高度五百マイル、速度〇・九マッハ、こういうふうに報道されておるのです。ですから、藤山外務大臣は、この前、参議院でしたかの質問に答えて、日本に常時いる在日米軍でも日本を離れれば在日米軍でない、こう言われましたね。それならば、ふだん台湾海峡沖その他に在る米軍でも、日本に寄港あるいはよちゅう補給のために来れば、そのときには、これは在日米軍ということになりますかどうですか。

○藤山国務大臣 日本に駐屯しております、よそにおりますアメリカ軍隊を、在日米軍と呼ぶわけにいかぬことは、小学校の生徒でも明らかでございます。

○松本(七)委員 第七艦隊の母港が横須賀になっておることは、御承知の通りです。横須賀や佐世保には、しょっちゅう出入りしているわけですか。では、そこにいる間はどうかんです。

七艦隊はしょっちゅう補給に来ますから、もしも入っているときにこれが攻撃された場合には、これはこの前のあれから言うところ……(だれが攻撃するのだ)と呼ぶ者あり)これはそっちに聞きたいくらいだ。万一の場合に攻撃をされた場合には……(発言する者多し)

○小澤委員長 静粛に願います。

○松本(七)委員 それは、日本に対する攻撃とはみなされないということになりますね。

○藤山国務大臣 横須賀におります場合に攻撃されれば、横須賀が爆撃されるということでありまして、当然日本に対する攻撃でございます。

○松本(七)委員 そうすると、軍艦の場合も……この前の参議院の答弁で、領海を侵した程度ならば、これは攻撃ではないという答弁もあつたようですが、軍艦だけが損傷を受けた場合はどうなりますか。

○藤山国務大臣 日本の領土、領空、領海を侵さないで爆撃するわけには参りません。従って、それは日本に対する攻撃とわれわれは考えております。

○松本(七)委員 領海にある軍艦自体だけが爆撃され、被害を受けるということはあります。それはただ日本の領空に入つたというだけ、そういう程度の、入つたというだけのものは攻撃とはみなさない、この前、参議院で答弁したばかりじゃないですか。

○藤山国務大臣 御承知のように、領空侵犯とか、そういう程度のものであれば、それがすぐに攻撃になるかどうかということは、問題があるということとをわれわれは言っておるわけであり

まして、第五条に書いております武力攻撃というものは、意図を持ってやってくる場合のことを言っていることは、従来答弁している通りでございます。

○松本(七)委員 その武力攻撃について、いづれ、これは岸さんとの長い間の約束ですから質問しなければならぬ問題ですが、その前に、もう少し聞いておきたいのは……どうせ詳細にこの問題は扱わなければならないのです。問題は、今度の条約の正体というものが、はたして日本の自主性において、米軍の行動をチェックする方向を向いておるものかどうか。むしろ米国の極東軍事体制の中に、日本が進んで入り込もうとしているのではないか。米国の独自の軍事行動というものを、日本の独自性においてチェックする方向になっておるか。積極的にアメリカの軍事体制の中に入り込もうとしておるのじゃないか。このところが実は一番大事な点ですが、われわれの見るところでは、今までの政府の答弁では、本質としては、この軍事体制の中に入り込むのが本質でありながら、それをあたかも日本がチェックできるかのようには説明しようとしている。そのために、次々に矛盾が暴露されておると見ざるを得ない。たとえば、極東の範囲一つとってみても、われわれがこれまで追及した結果、政府は一体どういふ答弁をしきつてゐるか。実にしどろもどろの答弁を重ねて、ようやく統一解釈ができたのはいつですか。二月二十六日の愛知委員の質問に対する首相答弁という形で、「新安保条約にいう極東の概念」という統一解釈なるものを示したわけです。この点で確認しておきたいのです。これはいわゆる統

一解釈といわれておるが、この出された文書は、今度こそ、あなたの方よろめき答弁を、ほんとうに清算した決定版と受け取っていいものかどうか、まずこの点をはっきりさせておきたい。

○岸国務大臣 終始一貫してわれわれがお答えを申し上げておることを、最も明瞭に文書にいたしましたわけでありまして、これを統一解釈と御了解いただくことではないと思ひます。

○松本(七)委員 それでは、あの統一解釈は、以後絶対に変えませんか。

○岸国務大臣 変えるわけにはいきません。

○松本(七)委員 あれはアメリカとは相談済みのものですか。

○岸国務大臣 アメリカにおきまして、外務大臣が答え申し上げておるように、これに対して異論を持つておられないというのを御了解願ひます。

○松本(七)委員 伝えられるところによると、あの統一解釈の文書なるものは、自民党内でも、党機関に諮らないで、外務省あたりで当然閣内すべき人たちが知らないうちに決定されたということをわれわれは聞いておるのです。さらに、原文は、あれは横文字だ、それを縦に直したしろものだといわれておるのですが、どうなんですか。

○藤山国務大臣 国会において政府が答弁いたしておりますものを、統一的に文章に書きましますときには、政府がやるのはあたりまえでありまして、一々党その他に相談はいたしません。

○松本(七)委員 あれがもし今後絶対に変えない決定版とすれば、あまりにも重大な内容を持つておるのです。た

の学説です。しかし、たとえば、国
際連合の原子力委員会の一九四六年の

報告の中でも、こういう報告をしてい
ます。「これらの諸条約」——これは原
子力管理のための諸条約のことです
が「諸条約の違反は、憲章第五十一
条において認められた固有の自衛権を
動させるほど重大な性質のものである
ことに留意すべきである。」こう述べ
ておる。条約違反もそういう対象にな
るといふことです。すなわち、国連
の原子力委員会の意見によれば、自衛
権は、現実の武力攻撃の場合だけでな
く、条約に違反した場合も行使でき
る、こういうふうな規定をしているわ
けです。原子力管理条約違反は武力攻
撃ではないが、武力攻撃の危険がある
からだという立場に立っているわけ
です。これは、一通り引用したのはおも
な学者の学説ですが、今言うように、
国連においても、憲章第五十一條にい
う武力攻撃の範囲は、必ずしも狭く解
釈はされておらないという一つの例で
す。それから、さき述べましたボー
エット教授も、これについて「条約違
反といふことは、現実の武力攻撃の概
念に入るとは考えられない。そこで原
子力委員会は、憲章第五十一條は予防
自衛を認めたものであるとはつきり理
解している。」こういうふうな指摘ま
でしております。

さらにイギリスでは、ヨルダン出兵
のあと、一九五八年の七月十六日に、
マクミラン首相が、英国の下院でも
て、はつきり次のように言っている。
「危機において、自衛のために行動す
る古い伝統的な権利は、国連機構の中
でも保持されている。これはどうい
うことかという、つまり、武力攻撃の
発生という言葉を広く解釈して、危険
があれば自衛行動ができるというイギ
リス政府の立場を明らかにしたものな
んです。このことは、昨年一月の英国
の国際法の雑誌にも載っております。
（ソ連の解釈はどうかと呼ぶ者あり）
ソ連の解釈は、そういうふうな認定主
義でなしに、武力攻撃とは何かとい
うことを、具体的に全部列挙主義をと
っております。

それから最後に、米国は、レバノン
侵入の際に、その口実を国連憲章五十
一條に求めたことは、あまりにも周知
の事実。当時、レバノンにはいかなる
意味でも武力攻撃は加えられておりま
せんでした。隣の国のシリアに政変が
あっただけのことなんです。
そこで伺いますが、一体、日本政府
は、この国連憲章第五十一條にいう「武
力攻撃」が、このように拡大解釈され
ておるといふこと自体については、ど
う考えられますか。

○岸田外相 今あげられましたよう
な学説上のいろいろな意見は、あると
いうことは、一応承知いたしております
。これに対して、日本政府として
は、さきからお答えしておるように
解釈いたしております。
○松本（七）委員 そうすると、今言う
ように、これは単なる武力攻撃ではな
い、発生した場合というふうに限定
した規定でさえも、学説上も拡張解釈
をする傾向にあり、裁判所もそれを拡
張解釈をしておる。そういう傾向にあ
るときに、新条約の第五條の「武力攻
撃」を狭く解釈できる証拠は一体どこ
にあるのですか。

○松本（七）委員 そんなことを聞いて
いるんじゃないですよ。「武力攻撃」と
いう規定は、拡張解釈される危険があ
るでしょう、現に一ぱい出したじゃな
いのですか。そうしてアメリカ自体も
シリアの政変を口実に——それは明ら
かに言えば予防戦争ですね。この武力
攻撃を、急迫した危険という拡張解釈
によってレバノンに出兵してやる事実
がある。そういう拡張解釈をする国と
日本が今度安保条約を結んでおるのだ
から、その安保条約の中の第五條で、
武力攻撃の起こる危険の発生したと
き、というふうに限定しないで、ただ
「武力攻撃」と規定してあるその「武力
攻撃」を、狭く解釈できる証拠がなけ
れば、相手国はほとんど拡張解釈をし
てくるおそれは十分にあると見なければ
ならぬ。もしも、それがいいという
ならば、この点について、この「武力
攻撃」は急迫した危険を含むのじゃな
いの、そういうふうな狭義の解釈を
するのだということが、日米交渉でど
のように論議され、また、いかに意思
の合致を見たものか、そこをはつきり
していただきたい。合意書があるなら
ばあると、そういう証拠を出して下
さい。

○藤山国務大臣 レバノンに対するア
メリカの出兵というものは、レバノン
の政府が要請したわけでありまして、
従来も、国際法上の観念から申しまし
ても、一國の政府の主権者がこれを要
請すれば、友好国の軍隊を出すことが
できることは当然でございます。当時
の事情からいまして、レバノンの国
内の政争もございまして、また、シ
リアとの間の国境紛争もございまし
た。そういう意味で、レバノン政府が
内閣の承認を得て、そうして、大統領
がこれをアメリカに要請したわけであ
ります。アメリカは、将来もし紛争が
起こりました場合には、国連憲章に
従って行動することになるうと思いま
すが、出兵したということについて国
連にも通報をいたしております。
○松本（七）委員 当時のレバノンの政
府の要請とが、そういう経過はどうで
あらうと、とにかく、当時は、アメリ
カが第五十一條の「武力攻撃」を拡張解
釈して、ああいうふうになり出したと
いうことについては、国際世論は決し
てこのアメリカの行動を支持しておら
ない。それが一つ。
もう一つは、それでは別な例を引き
ますが、SEATO条約の付属了解事
項の中に、こういうのがあつた。米国は
武力攻撃とは共産主義者の侵略である
と述べているのです。新条約にいう武
力攻撃——ちゃんとSEATOの条約
では、米国は武力攻撃とは共産主義者
の侵略だというふうな規定をしてお
る。新条約にいうこの武力攻撃につ
いても、相手の米国側のレバノンの例を
見ても、それから今のいろいろな学
説、国連におけるいろいろな武力攻撃
に対する定義も、そういう拡張解釈
をする傾向にある今日、そして政府が
今度結ぼうという相手国であるアメリ
カは、拡張解釈はもちろんのこと、実
際にも世界の非難を浴びておるレバ
ノン事件という一つの前例がある。また
SEATOの条約の付属了解事項にも
このような規定がある。そういう米
国を相手にして条約を結んで、しかも、
この武力攻撃といふことが、国連の規
定より以上に限定されておらない、ば
く然とした武力攻撃という規定をして
おる以上は、こういう心配を国民がす
るのには当然である。それを心配しな
い、よろしいというように政府が言う
ならば、なぜはつきりと米国の双方の
間に、ここの武力攻撃といふもの
は、狭義なものだといふ解釈について
合意に達して、それを記録にとどめる
というふうな、念の入ったやり方をし
なかつたか。それがあつたら一つ見
て下さいと言ふのです。

ます。

○松本(七)委員　今まで外部からの武力攻撃とあったのを、わざわざこの外務部を削除した。それは外部からの武力攻撃も内部からの武力攻撃も、両方含むと解すほかにないじゃないですか。どうですか。わざわざつたのは……。

○崖國務大臣　武力攻撃という言葉自体が、ここに一つ書いておいて、そして内部から国に対する一つの武力の行使としないのでありますから、内部からその国に対して武力攻撃ということ

○松本(七)委員　そうすると、武力攻撃である以上は、当然これは外部から

のとしが解釈されないと言われるけれども、そうなりますと、自衛隊法の七十六条にいう「内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃」外部からの武力攻撃ということを自衛隊法の七十六条で規定しています。これが意味するところは、

定している。これに意味のないことになるとは、この第三條の一項に「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、」云々とあ

る。そうすると、直接侵略と間接侵略の両方をさして武力攻撃ということになるじゃないですか。（「そうじゃないんだ」と呼ぶ者あり）そうなるじゃないですか。

ましては、法制局長官からお答えをさせていただきます。

○林（修）政府委員　御承知の通りに、七十六条は、外部からの武力攻撃に対して防衛出動ということを規定いたしました。

ております。七十八条にいきまして

とでございまして、ここであらうかと思ひます。間接侵略、直接侵略という言葉について、いろいろ解釈もあるうかと存じますけれども、主として、いわゆる外部からの武力攻撃、要するに、外国からの武力行使という観点で、それが表に出て参りますのは七十六条で規定し、いわゆる間接侵略あるいはその他の内乱、間接侵略といえない程度に内乱、つまり、間接侵略は大体内乱形態をさしておると思ひますが、こういうものを第七十八条で規定しておるわけでありまして。

○松本(七)委員 武力攻撃というのは、外部からのことであることは当然だ、あなたは当然と解釈されたわけでしょう。そうならば、自衛隊法の七十六条の「外部からの」というのは、意味がなくなるじゃないかというので。

○林(修)政府委員 あるいは七十六条は、当然の概念として「外部からの」と書いたのだと思ひます。その点は、実はあつてもなくても、意味は同じだと思ひます。諸外国の安全保障関係の条約を全部見ましても、この点について、ただ「武力攻撃」と書いたもの、と「外部からの武力攻撃」と書いたものと、両方例があるわけであらう。私は、意味は、武力攻撃というところからいって、いわゆる内部からの武力攻撃といふことは考えられないわけでありまして、外部からの武力攻撃、要するに、国対国の関係が武力攻撃の概念であります。国連憲章五十一條も、当然その概念でございまして、その形態についてはいろいろあり得ると思ひますけれども、当然国対国の関係だと思ひわけございまして、これは

は当然のことを書いたものである、かように考へております。

○松本(七)委員 政府が条約調印の日に発表した記事資料、これは三十五年の一月二十日、外務省の情報文化局、これによりまして、こういうことを言つております。日本国の安全が脅威されるのは、何も日本に対して直接武力攻撃が行なわれる場合だけに限らない。いわゆる間接侵略によつて脅威を受ける場合もあるうし、たび重なる領空侵犯によつて脅威される場合もあるうし、こういうふうにあつて、「このような場合には、当然日本側から協議を求めて行くことになるであらう。」(四條だろ)と呼ぶ者あり。これは四條関係、その関係が問題なんです。今は、この説明は四條であるけれども、これから五條に關係するところがあるから、これを言つておるのです。よく聞いておきなさい。これはあなた方が説明を受けたものじゃないですか。いいですか。そうすると、この今の説明では、この協議の結果、どのような措置が具体的にとられるかということについては、説明してないのです。のみならず、間接侵略の脅威ではなしに、間接侵略そのものに対処する方法については、ことさら説明を省いておる。それは、間接侵略が第五條の武力攻撃として対処されるというところを意味しておるのです。(違ふ)と呼ぶ者あり。そうじゃないか。(無理な解釈をするな)と呼ぶ者あり。そんなことはない。それじゃ間接侵略といふのは、どういふふうに政府は解釈するのですか。

○高橋(通)政府委員 間接侵略という言葉でございまして、これは国際法

上、御承知の通り、侵略ともいふいろいろな概念があり、これはどういふものであるかといふことは、ほとんどまだ成熟した国際的な概念となつていないといふのが、間接侵略の国際間の概念であらうかと思つております。従いまして、一般に間接侵略だといふものが、これはいわば俗的な意味において、国際関係においては使われていない。しかし間接侵略でも、たとえば武力攻撃と申しましても、それはその国が自己の国家機関を使つて、相手国に対して必ずみずから直接手を下してやるといふ場合でない場合がある。すなわち、武装団体の使つて、これを潜入させてやるというふうな場合でございまして、これは武力攻撃でございまして、しかし、こういう面もあるいは間接侵略といつておる面もあると考へております。

○松本(七)委員 内乱騒擾はどうですか。総理大臣答弁して下さい。

○岸国務大臣 内乱騒擾の場合は、いろいろな場合があるだらうと思ひます。私は、そのすべてを間接侵略だとは考へておりません。

○松本(七)委員 それを間接侵略と認定するのは、結局政府が認定するのでしよう。客観的な条件といふものはないでしよう。

○岸国務大臣 それは、そのときの具体的な状態や、いろいろな内乱が起つておる事実に基づいて、判断するほかはないと思ひます。

○松本(七)委員 自民党の総務会で了承されたといふおる安保改定要綱といふものがある。その第(四)の国防との関係の(1)間接侵略という項目で、このように書いております。「間接侵略

については米軍の援助をうる道を開いておくため、日米両国が協議する等の適切な措置をとる必要がある。」こうありますが、適切な措置といふことになれば、結局第五條の発動以外にないと思ひますが、どうですか。

○岸国務大臣 第四條において、協議し、その事態に應ずるような必要がある場合に於ける援助を受けるというところもあり得ると思ひます。

○松本(七)委員 今回の間接侵略に対する適切な措置といふのは、第五條の発動以外にないし、また、第五條の発動が当然予定されると思ひますが、それとの関係は全然ないのですか。

○岸国務大臣 五條は、あくまでも、武力攻撃があつた場合であります。従つて、間接侵略と申しますのも、いろいろな態様がございまして、先ほだ条約局長がお答えした通り、まだ国際法的に具体的な内容としての概念はつきりしてないようであります。

従つて、これは少なくとも日本の平和と安全に脅威を与えるものとして両国が話し合ひをし、協議をして、そうして日本としては、そのものに対して、自衛隊法の趣旨から申しましても、自衛隊が出動してこれを抑止するといふ行動に出ることは当然であります。米

國側に必要な援助について協議することとは、もちろん当然であり、また必要な援助を与えることもあると思ひます。しかしながら、五條の発動については、武力攻撃がない限りにおいては、これは発動しないのでございまして。

うか。

○岸国務大臣 これは内乱騒擾の場合においての事態をはつきり具体的にきめなければ、申し上げることはできませんと思ひます。というのは、今日の国際情勢から見ますと、いろいろな内乱あるいは騒擾といふものが、他国の干渉により、他国の武力的な援助によつて行なわれる場合も少なくないのであります。従つて、そういう具体的な事態を、具体的事実に基づいて判断して決するほかはないと思ひます。

○松本(七)委員 もう一つ伺つておきたいのは、この第五條にいう武力攻撃といふものは、国以外の、つまり団体です、ね、団体からのものも、場合によつては含み得るということですか。

○高橋(通)政府委員 必ずしも国が、自己の直接の国家機関でございまして、か、それを使つて武力攻撃を実施するとは限らない、すなわち、真実にはその通りの関係がありますが、外見上は、武装団体を潜入させるというふうな場合もございまして。たとえば、朝鮮事變の場合に中国が北朝鮮を援助してやつたといふような場合は、これは含むと考へております。

○松本(七)委員 たとえば、米軍基地で日本の大衆がいろいろな問題を起す、そういうのがだんだん拡大して、そして団体的に米軍と衝突するといふ場合も、これは米軍の今後の動き方一つで、砂川の事件等でも見られるように、そういう事件といふものが起こり得るかもしれない、そういう場合に、これは絶対に武力攻撃という認定は、日米双方とも下し得ないといふことは明確にできておるのですか。

○林(修)政府委員 武力攻撃という以

上は、これは外国政府あるいはこれに準ずべきものからの働きかけでございまして、国内における団体がどうしたこうしたということは、これは武力攻撃では私はないと思います。

○松本(七)委員 それでは、直接日本の団体と米軍との関係においては、いかなる事態になっても、武力攻撃には該当しない、これを確認しておきたいと思ひます。

○林(修)政府委員 武力攻撃という以上は、あくまでもその主体は外国政府あるいはこれに準ずるものでございまして、その手段として、先ほど条約局長が申しましたように、正規部隊のほか、武装団体というものがあつたことは考えられるわけでありまして、あくまでもその主体は外国政府またはこれに準ずべきものでありまして、国内における単なる騒擾というものは、武力攻撃という概念とは相いれないものだと考えております。

○松本(七)委員 私はそのところをあれするの、条文からいってみても、現行条約において内乱条項が好ましくないから、これを消したと政府は言っておられるのです。ところが、表面上は削除したが、実はかえつて重大な改悪になるのじゃないかというおそれがあるので、この点はしつこく聞いておるわけですか。それは第一は、改定条約で、いわゆる内乱条項というものを削ると同時に、一方では、今の武力攻撃というのを、外部からのという文字を削ってしまったわけですから、そこでさつきから言う問題と関連して、これによって内乱条項が形を変えて第五案の中に生き残つておるのじゃないかという疑いが出るわけです。今後こ

れはなお詳しく解明していきますが、それともう一つ、第二は、現行条約では、一応、間接侵略というものの定義らしいものがあるわけですが、現行条約で規定されておる。ところが、この改定条約では、あつて政府の認定の問題、こうなつておるわけですか。つまり、今度の改定条約では、その境界は野放しになつておる。そこが一つの問題。それから第三には、現行条約は、形式的にもせよ、一応、内乱の場合は日本政府の明示の要請により米軍が援助するということになつておる。日本政府の明示の要請により米軍が援助するということになつておるの、改定条約では、内乱に米軍が介入することについて日本政府の明示の要請を必要としなくなるのじゃないか、その点がはっきりしない。だから、今回の改定によつては、内乱には一切米軍が勝手に介入することはないというところはっきりしておるかどうか。そういう規定がないのだから、どこの規定によつてやるのですか。

○岸田外務大臣 内乱条項を今度は削除したのでありまして、内乱についてアメリカが一方的に介入するということとは絶対にございせん。

○松本(七)委員 それができないという保証は、条文のどこでそれが出ていますか。

○岸田外務大臣 米軍がそうした行動をとる場合におきましては、第五条に、武力攻撃があつた場合に限つておりまして、武力攻撃というものの解釈は、先ほどから申し上げた通りであります。

○松本(七)委員 そこでもう一つ伺いたいのは、さつきから政府は、外国からの武力攻撃ということを言われておるわけですが、そうしますと、具体的に言つて、どういふ国から武力攻撃が加えられる可能性ありと考へられておるのですか。

○岸田外務大臣 さつき申し上げた通り、他国からということであつて、具体的にどの国ということとはわれわれは考へておりません。

○松本(七)委員 それはおかしいじゃないですか。この安保改定をやるうとしておる政府は——この岸内閣の外交政策の基本的な立場は何かといへば、これは勢力均衡論なんですよ。勢力均衡論の上に立つておる。確かに雪解けの傾向はあるけれども、まだまだ力の均衡によつて平和が保たれておるのだ、こういう基本的な立場を政府はとつておればこそ、米軍の駐留を必要とするという情勢の判断で、米軍の駐留を認めるのでしよう。そうなれば、米軍の駐留を認める以上は、この米軍という力に対抗しておる相手方がどういふ国であるかということも一応予想しなければ、そんなことは無意味になるじゃないですか。相手国がないのに、日本側だけでただ米軍の駐留を一方的に認めるということならば、これは極東における均衡を日本みずから破壊することになるじゃないですか。(「そんなことはない」と呼ぶ者あり) そうなるじゃないか。何でそういう必要があるのですか。

○松本(七)委員 最後にもう一つ伺つておきますが、武力攻撃があつたかどうかの認定の問題も、これは参議院でちよつと頭を出しましたが、認定はだれがするか、もう一度はつきり御答弁をお願いしたい。

○岸田外務大臣 これは認定も何もない、明瞭な事実があつた、事実の問題であります。

○松本(七)委員 事実の問題と云うけれども、その事実を認定しなければならぬじゃないですか。認定しなければならぬじゃないですか。どっちがするんですか。日本がやるのか、米

○松本(七)委員 認定は要らないといつたつて、国連憲章でわざわざ武力攻撃というものを規定しておる。その国連憲章にいう武力攻撃であるという認定をしなければこれは行動も起こせないじゃないですか。認定をしなくてはだれがきめるのですか。両国でやるのか、日本の認定に基づいてこの条約が発動されるのか、アメリカの認定によつて発動されるのか、双方の認定が一致した場合に条約が発動されるのか、いずれかがなければならぬじゃないですか。

○岸田外務大臣 私は、武力攻撃があつた場合といふことは、きわめて明白な場合であつて、先ほど来言つておるやうに、日本の領土に組織的計画的に他国から武力の攻撃が加えられるという事

○松本(七)委員 今までの、世界でいろいろ起つた事件の経過を考へてみれば、そういう評価、認定においても相違が出るのがしばしばあるのです。それはもうスエズ運河の場合でも、あるいはさつきのレバノンの場合でも、やはり世界の攻撃の的になる場合がある。そういう認定を、客観的な事実によつて認定の余地がないなという答弁でこれを切り抜けようとしておつたのでは、これは大へんなことですよ。それでは、たとえば朝鮮でまたどなたが起つた、それがはたして日本にどれだけの大きな影響があるか。極東の平和条項にも関係してくるでしよう。そういうものの認定がすべてもう明らかで、認定をどうのこうの言う余地がないといつてきめてかかれ

○松本(七)委員 第五案の場合でも同じこと。先ほどから言ふように、武力攻撃そのものがもう一致しておればいいですよ。客観的にきちつときめて、事実を列挙して、これ以外の場合には武力攻撃ではないということがはつきりしておればいいけれども、先ほどからの答弁にあるやうに、結局はそのケース・バイ・ケースで認定する以外にないというんでしよう。その認定自体が、武力攻撃の定義自体が、先ほどから例をたくさんあげたやうに、学者にも拡張解釈の傾向がある。裁判所にもそういう傾向がある。アメリカ自身が拡張解釈をやつておる

から武力の攻撃が加えられるという事実でありますから、きわめて明瞭なんであつて、いわゆる認定が違ふとか、どちらが認定するといふやうな問題ではない、事実がきわめて明白にすべてを語つておると思ひます。

○松本(七)委員 今までの、世界でいろいろ起つた事件の経過を考へてみれば、そういう評価、認定においても相違が出るのがしばしばあるのです。それはもうスエズ運河の場合でも、あるいはさつきのレバノンの場合でも、やはり世界の攻撃の的になる場合がある。そういう認定を、客観的な事実によつて認定の余地がないなという答弁でこれを切り抜けようとしておつたのでは、これは大へんなことですよ。それでは、たとえば朝鮮でまたどなたが起つた、それがはたして日本にどれだけの大きな影響があるか。極東の平和条項にも関係してくるでしよう。そういうものの認定がすべてもう明らかで、認定をどうのこうの言う余地がないといつてきめてかかれ

○松本(七)委員 第五案の場合でも同じこと。先ほどから言ふように、武力攻撃そのものがもう一致しておればいいですよ。客観的にきちつときめて、事実を列挙して、これ以外の場合には武力攻撃ではないということがはつきりしておればいいけれども、先ほどからの答弁にあるやうに、結局はそのケース・バイ・ケースで認定する以外にないというんでしよう。その認定自体が、武力攻撃の定義自体が、先ほどから例をたくさんあげたやうに、学者にも拡張解釈の傾向がある。裁判所にもそういう傾向がある。アメリカ自身が拡張解釈をやつておる

から武力の攻撃が加えられるという事実でありますから、きわめて明瞭なんであつて、いわゆる認定が違ふとか、どちらが認定するといふやうな問題ではない、事実がきわめて明白にすべてを語つておると思ひます。

○松本(七)委員 今までの、世界でいろいろ起つた事件の経過を考へてみれば、そういう評価、認定においても相違が出るのがしばしばあるのです。それはもうスエズ運河の場合でも、あるいはさつきのレバノンの場合でも、やはり世界の攻撃の的になる場合がある。そういう認定を、客観的な事実によつて認定の余地がないなという答弁でこれを切り抜けようとしておつたのでは、これは大へんなことですよ。それでは、たとえば朝鮮でまたどなたが起つた、それがはたして日本にどれだけの大きな影響があるか。極東の平和条項にも関係してくるでしよう。そういうものの認定がすべてもう明らかで、認定をどうのこうの言う余地がないといつてきめてかかれ

じゃないですか。その中で、いろいろな問題で認定の相違が出るということか。それが認定に食い違いがないというのは、これは完全な独善ですよ。

○岸國務大臣　先ほどの実例について、あるいは學説につきましては、そういう學説もあることは、私も認めております。しかしながら、あくまでも武力攻撃というものについては、私どもはそういう擴張解釈をとっておらないのであります。アメリカがレバノンに出兵したという事例につきましては、外務大臣が申した通り、五十一條のなにからきているわけじやありません。とにかく日本の領土、領空、領海に対して組織的計画的な武力を行使しての攻撃が具体的にあるという事実につきましては、私は、いわゆる認定がどうかというような問題ではないと思います。

○松本(七)委員　時間もきまりましたが、これで一応とどめておきますが、今後明らかにしなければならぬ問題が、実はたくさんあるのです。今の御答弁によつても、日本に武力攻撃が加えられたと米国が認定すれば、米軍は事前協議もしないで出動できるし、その場合に、日本が武力攻撃のあったことを否定しても、そのときはすでに米軍が行動を起こしておいて、日本は交戦区域に入つてしまつておる、この条文からいへば、こういう場面も考えられるのです。条文からいへば、そういう場面が十分考えられる。また第二に、逆に今度は日本が武力攻撃を受けたと認定しても、米国がそれを否認さえすれば、米軍の援助は期待できない、そうして米軍は撤退の自由を持つておるの

ですから、米軍撤退については、皮肉なことに、ここでは事前協議を必要としないのです。これを要するに、こういう事態を考えてみれば、政府は米軍に日本防衛の義務を負わせたと言んでいるけれども、今述べたような場合に、結局、日本の安全が維持される保障は全然ない、逆に日本が危険にさらされるだけであるということが、ここにはつきりしておるのです。

そこで、明らかにになったことは次の点です。すなわち、政府は、武力攻撃が中ソ及び日本国内のある団体によって行なわれることをやはり前提にしてこの条約を結んだに違いない。これらのものが実質的に仮想敵国になっておるんじゃないですか。これはアメリカの海軍司令官その他の言葉を引用すれば、このことがまた明らかにになって参りますが、やがて次の機会にこういう具体的な事実をあげて私は明らかにしたいと思うのでございますけれども、この条約の解釈からすれば、場合によつては、予防戦争の名をかりて仮想敵に対する攻撃も可能である。その結果、日本が戦火に巻き込まれて、米軍は都合によつてはいいつでも撤退する。

日本は、形式上は、武力攻撃の存否に
ついての認定権はあつても、実質的に
は、在日米軍の防衛の義務を負わされ
るだけに終わる。この条約の本質が、
中ソ等を仮想敵国にしたところの対米
軍事従属条約であり、また、国内的に
は、日本国民を弾圧する条約であるとい
うことを、十分この条約は物語つて
おると思うのです。(拍手)

私どもは十分に解明しなければなら
ぬこれらの点を、今後あらゆる角度か
ら、また、すべての委員があらゆる材

料をもってこの点を明らかにしていくつもりであります。どうぞ政府もいいかげんな答弁でなしに、率直に政府の考えておるところを明らかにしていただくようにここに確約を求めています。——

「横暴だ」と呼び、その他発言する者、離席する者多し、議論騒然。○小澤委員長 静粛に願います。

○小澤委員長 岸総理に発言を許します。――

○**岸國務大臣** ただいまの松本委員の
見解とわれわれ政府の考えは、全然
違つておるのであります。大体この安
保条約というものは、前提として、国
連の——全体をざらんになつてもわか

と、日米が互いに信頼し、そうして国際信義を守り、忠実にこれを実行するという前提に立っておるのであります。今お話のように、いざという場合に、アメリカ軍隊が撤退して何ら防衛の義務を負つた、というのではな

は、いやしりも、この条約の基本精神に反しており、そういうことはわれわれは絶対に考えておりません。また、この条約における武力攻撃ということ、は、先ほどもお答えを申し上げましたように、事実としてきつめて明白な

場合でありまして、従つて、認定を異にするというような事態は絶対に起こ

り得ないということを、ここに明瞭に申し上げておきます。(拍手)

○小澤委員長　西村力弥君から議事進行に関して発言を求められております。この際これを許します。西村力弥君。

○西村(カ)委員 委員会は、静かに意見を尽くして、国民にかわってただすことはただし、明らかにすべきところは明らかにしていく、こういうような丁合にかなければならぬにかかわらず、先ほどから、自民党側において、

権龍委員、天野委員、それから横から出てきておる池田委員、あるいは福家委員、そういう諸君は、こちらの真剣な質問に対して、もう意味もない、まるで愚にもつかないような不規則発言をして、そうして、静爾な、ほんと

うに國民の興望にこたえる審議をやる
うとするにあたつて、いたずらに妨害
をしておる。私たちは、こういうよ
うなことがこのまま続けられるとす
なれば、審議の渋滞もこれまたやむ
を得ない、こういう工合に考えざる
を得ない。委員を二名ずつにして、本

委員長の働き方としては、本日の審議に対する自民党側の一部委員の意見に不規則な発言に対しては、今後どういう処置をされるか、それを一つはつきりしていただきたいと思う。

○小澤委員長 へお答えいたします。委員長の職務上二週には、きつめて

○推察委員　社会党のいろいろな質問がありまして、最後、私は運営上許すべからざる行動であると思うのは、一方面的に、何らかの原稿を書いてきて――質疑応答の結果として、意見を

述べられることはきまあることではないが、かねて用意の原稿を朗読しつづけるが、それに対して政府が発言をせよめたのに対して、身をもつてこれを阻止するというのは何事でございますやう。国会法のどこにあるか。国会法

は、いかなる場合でもいかなる時
にでも、政府が発言を求めた場合には
許さざるを得ないと規定してあるので
す。議員の権限をもってこれを阻止す
ることはできない。国会法上できな
い。いわんや、今日の国会法において

うところ、委員長の職権をもって阻止すべきであつて、これは委員会運営の上に最も厳守しなければならぬ基本的原則であると思う。委員長におきましては、その点、御注意あらんことを希望いたします、私の發言を終わります。

○小澤委員長 椎熊君の御意見には委員長も同感でございましたから、総理大臣の發言を許した次第であります。どうぞ右御了承願います。

次会は明十六日午前十時より開会することとし、今日は、これにて散会をいたします。

午後四時八分散会

昭和三十五年三月十六日印刷

昭和三十五年三月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局